

平成21年9月15日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原 慎和彦 3番 松尾 仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡 光廣 10番 吉富 隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教育長職務代理者 鶴 田 良 弘 会計管理者 池 田 豪 文 総 務 課 長 江 頭 典 雄 住 民 課 長 鶴 田 直 輝 健康増進課長 江 口 正 光 税 務 課 長 白 濱 博 巳 企 画 課 長 北 島 徹 建 設 課 長 江 崎 文 男 福 祉 課 長 岡 義 行 産業商工課長 渡 邊 昭 秋 教 育 課 長 大 隈 忠 義 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 長 川 原 源 弘 農業委員会事務局長 福 島 日出夫
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小 野 清 人 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成21年9月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	2番 原 慎 和 彦	1. 学校教育について 2. 災害対策について 3. 町政改革について
6	1番 松 田 俊 和	1. 健康増進対策について 2. 町の安全面について 3. 臨時交付金について
7	7番 井 上 正 宣	1. 国際交流について 2. 治山治水について
8	9番 岡 光 廣	1. 教育委員、教育長の選任等について 2. 入札の現状と今後の取り組み

午前9時30分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1 一般質問。先日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番原慎和彦君よりお願いをいたします。

2番（原慎和彦君）

皆さんおはようございます。通告順に従いまして、2番原慎が3点ほど質問いたします。

第1点目は、学校教育についてです。

本来なら楽しいはずの学校生活が、文部科学省によると、平成20年度小中学校の不登校者は12万6,805人と、これは前年度に比べまして2,450人の減ということです。これも3年ぶりに減少したというようなことで、やはり不登校というのが学校教育の一つの大きな問

題ではないかと考えております。また、1,000人当たりの不登校者の児童・生徒は全国平均で11.8人、1,000人おれば12人近くの不登校があるというようなことになると思います。

佐賀県においては、中学生で740人、これは前の年に比べて83人減っていると。小学校では149人で、4人ほどふえていると。小中学校の全体では4年ぶりに減少したとあります。我が上峰の小中学校の状況においてはいかななものかと、まず、これを第1点としてお尋ねいたします。

次に、全国学力テストについてでございます。

これは、佐賀県の教育委員会は県内の公立小中学校の学力テストの結果を公表しております。上峰の小中学校においては、どのようになっているかと、これが第2点目のお尋ねです。

第3点目については、中1ギャップ対策についてです。

小学生から中学生になった途端に、学習や生活変化になじめずに、不登校になったり、いじめが急増すると、こういったことだと理解しておりますが、このようなことが上峰の中学校でも起きていますかと、これが学校教育についての3番目でございます。

大きな2件目の議題といたしまして、災害対策についてです。

ことは長い梅雨で、各地において豪雨による災害、台風災害が発生しましたが、おかげさまで我が町では大きな災害の発生は見ておりません。しかしながら、土石流、地すべり、がけ崩れなどの危険箇所が我が町にもどれぐらいありますか。

それと、次は河川のはんらん箇所でございます。

我が町には切通川と井柳川あたりが大きい河川かと思えます。もし、そういったところではんらんしたら、被害はどのようになるかと。

もう1点は、大雨が非常にゲリラ的豪雨とか集中豪雨によって、各地で被害をもたらしておりますけれども、そういった大雨のときに排水不良による浸水するような住宅地域はありますか。

そして、災害対策の最後でございますけれども、地震対策についてお尋ねします。

2005年の3月20日10時53分、まだ記憶には新しいと思えますけれども、福岡北西沖地震。我が町でも震度5.9の揺れがありました。こういった記憶もだんだんと遠ざかりつつあります。しかしながら、いつ発生してもおかしくない状況でもあります。それに対する対策を立てておくべきということを考えておりますので、そういった対策についてお尋ねいたします。

3件目といたしまして、町政改革についてです。

町長の施政方針において、上峰町の行財政改革大綱にかわる新たな改革大綱を定めるとございました。上峰町の行財政改革大綱は平成21年度、ことしまで終わると思えます。次の改革大綱は間を置かずに引き続き進めるべきであると考えますので、その進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、財政再建に向けた取り組みとして、総合政策諮問会議 これは仮称でございます

けれども を発足させ、緊急プランの作成というふうなことで出ております。この進捗状況についても、どのようになっているかお尋ねいたします。

これで総括質問を終わります。あとは一問一答で質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（吉富 隆君）

学校教育について、執行部の答弁を求めます。

教育課長（大隈忠義君）

皆さんおはようございます。それでは、2番原慎議員の質問、学校教育について、まず、不登校について、それから、中1ギャップとちょっと関係がございますので、次に中1ギャップのほうを回答させていただきまして、3番目に、全国学力テスト結果についてというふうな形で回答させていただきます。

不登校について。

不登校の原因といたしましては、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因、背景によるものだと考えられております。また、定義といたしましては、年間30日以上欠席した者というふうなことで、原因としての心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景によるものによつての30日以上というふうになっております。病気とか財政的な欠席については不登校というふうには考えられておりません。

現在、上峰小中学校におきまして、不登校者の状況といたしまして、現在、小学校では1人、前年から、19年度1人、また、20年度は1人とありました。中学校におきましては、現在4人です。19年度におきましては7人、20年度におきましては5人の対象者が現在は不登校者として認定をしております。

小学校の不登校者としては、低学年でありまして、この児童は前年からの不登校者であり、対策といたしましては、昨年度に継続し、保護者懇談、家庭訪問、電話連絡等を実施しております。また、登校を促すために迎えに行くこともあります。

中学校におきましては、当初述べました原因のほかに、中1ギャップ、小学校から中学校に進み、急激な学習内容や教育環境が大きく変わることによって不登校やいじめ、問題行動等がふえる現象の対策、それらを視野に入れ、不登校の指導、支援に取り組んでおります。

学校に行きたくなるよう、それぞれの生徒に居場所があり、授業がわかり、楽しい学校をつくるのが何よりも大切だと思っております。生徒の理解に基づく、細やかな生徒指導や道徳教育を基盤とした教育活動とともに、わかる授業づくりにも力点を置き、取り組んできました。特に不登校対策といたしまして、小学校とも担任1人で抱え込まないよう、主任、担当、養護教諭、そして、教育相談の担当教諭等が連携し、組織的に指導、支援に当たっております。また、スクールカウンセラーによる相談活動も取り入れ、専門的な対応も行っております。このような取り組みによりまして、20年度1人、また、21年度では2年間不登校だ

った生徒が毎日登校するようになっております。

不登校につきましては、以上でございます。

続きまして、中1ギャップ対策はというふうなことで、中1ギャップにつきましては、不登校の中でもちょっと述べましたけれども、小学校6年生から中学校1年生にかけては学校種が異なり、その違いが生徒にとって大きく感じられるなど、より不登校等が急増するなど、中1ギャップの問題を抱える極めて不安定と言える時期であります。

この背景には、学習内容が高度化しつつ、つまずきやすくなること、定期テストや実力テストなど、小学校とは違ったテストに心理的負担を感じることで、学級担任から教科担任に変わることで、思春期に入り、精神的にも不安となることなどがあると言われております。

このような現状を打破するために、中学校では平成12、13年度にわたり、生きる力をはぐくむ小中連携のあり方と題しまして、小中連携教育について研究を行いました。また、平成19年度からは小中連携推進委員会を設置し、小中学校の9年間でどのような子供を育てたいか共通理解をし、教育実践を行ってきました。また、交流活動といたしまして、小中共同としてのあいさつ運動、体育大会、文化発表会へ招待し、交流を図ってきました。先生の交流においても、中学校の教員が小学校で6年生の授業を行ったり、小中学校の教員がそれぞれ授業を参観し、幅広く意見交流も行ってきました。

今日まで、もろもろ取り組みを行ってきましたけれども、今後の問題といたしましては、引き続き交流活動、合同活動を継承しつつ、小中学校における問題を明確化し、教育活動の中に明確に位置づけ、義務教育9年間を子供を見守り育てていくシステムを確立する必要があると思っております。

中1ギャップにつきましては以上でございます。

続きまして、全国学力テスト結果につきまして。

小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力学習状況調査が4月に実施され、8月に文部科学省から調査結果が公表されました。小学校は国語と算数2科目、中学校も国語と数学2科目で、A問題とB問題があり、A問題は知識力を問うもの、B問題は知識活用力を問うものとなっております。この調査は平成19年度から実施され、今年で3回目です。

この調査の結果の集計、分析を通して子供たちの実態を知り、学校や家庭における子供たちの指導に役立てていくことをねらいとしています。

調査結果につきましては、小学校、国語、算数、全般的に全国や県の平均にやや劣る結果でした。しかし、部分的に上回る領域もありました。意識調査からは、家の人と朝食や夕食を一緒に食べている、学校の宿題をしている、地域の行事に参加している、学校の決まりを守っているなど、本校の子供たちの意識が全国や県を上回り、よい面が見えた反面、テレビ、ビデオ、DVDを見たり、聞いたりする時間が長かったりというふうな課題も見えてきました。

中学校におきましては、国語、数学すべてにおいて、昨年同様、全国平均をやや下回っております。しかし、今年度におきましては、全国との差が小さくなってきておりまして、指導の成果も若干見られております。意識調査におきましては、朝食をとる、あいさつをする、規律を守るなどの基本的な生活習慣は比較的良好な結果が出ておりますけれども、自分に自信が持てない、将来の夢や目標がない、学習意欲が低い、家庭学習が少ないなどの改善していくべき課題も明らかになってきております。

今後はこの調査結果の分析を進め、他の学校の先進的取り組みについても積極的に情報収集に努め、日々の教育実践の中で具体的に指導方法の改善や児童・生徒の学習意欲の強化、学力の向上を図っていきます。

調査結果の公表につきましては、県といたしましては具体的な市町村や学校ごとの結果は公表は行わないとしておりまして、町教育委員会といたしましても、具体的な公表は控えさせていただきます。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

今、学校教育について、3点についてすべて課長のほうからの答弁をいただきましたけれども、まず、不登校から入っていきたくと思います。

我が上峰の小中学校においても、全国平均を下回るような不登校の数だというようなことで、文科省からの不登校のそういった基準、そういったもろもろから説明していただきましたけれども、たとえ不登校の子供が1人でも2人でもいるということについては、非常に気になる場合がございます。児童・生徒の心身の状態、心の状態、また、子供を取り巻く家庭、学校、地域社会、そういったもろもろの現状によって、学校に行きたい、行きたくても学校に行けない。

例えば、学校に家からランドセルから出ていっても、学校の近くになると、だんだんだんだん頭が痛くなったり、腹が痛くなったりして、教室に入っていけば、落ち込んで、とうとう朝のうちに親が迎えに行くというような子供さんがいるとすれば、やはりこれはいろんな形で原因を早く見つけて、対策を講じていかなければならないと。今、課長いろいろと言われましたけれども、上からの、県の教育委員会とか、国の文科省とか、そういったところの指導要綱も大事だと思います。ほとんど先ほどの答弁はそれに基づいたものだ。それを一歩踏み出して、本当に子供の苦しんでいる心を助けると、手助けをするというような学校教育はできないものか、お尋ねいたします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

今、うちの課長が答弁しましたけれども、今、議員さんおっしゃるように、親の立場になれば、本当に心が痛む状況じゃないかなというふうに思っております。

それで、学校としては、具体的に担任がまず家庭訪問をするということで、週2回から3

回、不登校の家庭に行ってお話をまずしていくというような状況でやっております。それと同時に、もちろん家庭的な問題もある生徒がございますので、親との対話ですかね、そこら辺を十分積み重ねていって、初めて不登校が解決していくんじゃないかなというふうに思っています。

それで、つい最近ですけれども、今、議員言われました佐賀県の実態ですね。七百数十名というようなことで、うちのほうも把握していますけれども、その中で県が実態調査を改善された理由を取り上げているんですけれども、その中でやはりどれだけ子供とかかわった指導をしたかというのが一番の改善された点であるというようなことで私は県のほうから伺っております。

そういう面で、やはり今後も学校の現場の先生たちには、多忙な学校の授業をされていますけれども、一日でも子供と会話をできるような、あるいは家庭訪問ができるような、忙しいときは電話等でもできるように、そういう指導をするよう教育委員会としても指導していきたいというふうに思っています。

以上です。

2番（原楨和彦君）

今の答弁あたり聞いていけば、やはり努力されているなということは十分わかります。これを大きな輪として広げていっていただきたいというふうに考えます。

それから、これは一般的な不登校についてお尋ねいたしましたけれども、学校に行きたくても行けないと、その原因がいじめによるものがありますかということが第1点です。これは子供同士のいじめ、また、先生の子供に対する注意、そういった中に子供の心を傷つけるような言葉によるものはありませんかと、そういったことによって不登校になったり、とうとう上峰の学校に行けなくて、よそに転校したりと、そういった事例はありますかと。

もう1点、現在、非常に携帯電話の件が言われております。子供たちによる携帯電話の所持はどのようになっていますか。また、携帯電話による書き込み等のいじめはないかと、その点についてお尋ねいたします。

教育長職務代理人（鶴田良弘君）

いじめの要因によって不登校の現実がないかというようなことですが、学校からは毎月いじめの月報報告というようなことで、報告するようないじめは、現在あっておりません。それで、不登校についても、ほとんどが心因的なもので、その当時、どういうことだったかというのは私もはっきりはわかりませんが、心因性というようなことで聞いております。家庭、あるいは学校、友人関係、いろんなことが重なり合って不登校になったというふうに聞いております。

それから、携帯電話の所持なんですけれども、これは一昨年か、2年前か、PTAで調査したかと思いますが、中学生で1年生から3年生までで平均で25%ぐらいの携帯の所

持と、それから、小学生は10%前後ということ三養基のPTAでこれ調査したと思いますけれども、その結果しか今のところは数字的にはないです。

それで、書き込み等については、学校も全体集会の中でそういう研修会を子供たちに、まず、知識を植え付けることが大切であろうというようなことで、学校のほうでは子供たちの集会の中でそういう指導をしております。

それから、教育委員会で7月の7、8、9、10やったですかね、4日間、青少年地区懇談会というようなことで、学校の先生たち、教育委員会の職員と各19地区を青少年問題について回りましたけれども、そのときにそういう携帯のDVDですかね、書き込みとか、いじめとか、そういうふうなものを各地区に持って行って、地区の大人の方々に勉強していただいたというようなことで啓発活動も行っているところでございます。

以上でございます。

2番（原楨和彦君）

いじめによる不登校はないと、いじめはないんだということと、不登校の原因は心因性、心の問題であるというような報告だということでございます。本当にいじめがなくて、すばらしい学校ではないかということでございますけれども、本当に私たちが耳にするいじめというのがどこまでかということになれば、小学校を卒業して高校ぐらいに行って、元気になっていった子供たちの親、おばあちゃんたちが、「うちの子はね、小学校の4年生、3年生ごろ、本当にいじめられましたよ」というようなことを耳にします。だから、子供が学校にいるときには、うちの子はいじめられているとかなんとか言われるところはほとんどございません。だけど、卒業した後に過去を振り返って言われることが少々ございますので、ちょっと気になって質問させていただきました。

不登校の原因が心因性であるというようなことであれば、やはりその中にずかずかと踏み込めないと思いますけれども、それを解きほぐしていただきたいと、そういった形で進めていただきたいと思います。

それから、私が携帯電話とかいじめということについて非常に気になったのは、8月30日ですか、静岡で中学2年生の女の子が2人、いじめによる自殺をやっていると報道がございまして、その中で気になるのは、先生はいじめに気づかないふりをしているというようなことが新聞報道されております。こんなことは絶対にあってはいけないと。子供は国の宝とか、上峰町の宝と言いながら、育てる側が、問題というようなことで今回受けております。

だから、やっぱり先生方も子供たちの変化に気を配っていただいて、子供たちが送るシグナルと申しますか、サインと申しますか、そういったSOSを見逃さないように、適切な対応をお願いしたいと。そして、家庭、学校、地域が1つとなって、子供を育てる体制づくり、これができないものかと。ぜひ教育委員会といたしましては、こういった方面の取り組みを積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。お願いします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

おっしゃるとおりで、まず、家庭の親が子供のサインを見逃さないと、そして、なおかつ先生もそういうサインを見逃さない、これが非常に問題でありまして、学校の先生方のそういう資質が向上されないと、あるいは学校の先生方が危機管理を持って子供たちにそういう目で見えていかないと、非常にできないんじゃないかなというふうに思っています。

それで、学校としては、そういう危機管理を持った意識で、あるいは教師の力量というのですかね、そういうふうなものを高めていくような話し合いもされておるようでございます。なおかつ、いじめにつきましては、もう早期発見ですね。医療と一緒に早期発見、早期治療が第一番というようなことで言われておりますので、そこら辺も教師、あるいは家庭で十分子供のサインを見逃さないようにやっていかなきゃならないというふうに考えております。

それから、今、原慎議員、地域でもというようなことで、三者一体ですね。もちろんそうだと思います。地域の方々からの情報も一つの問題行動をやっていると、子供たちが集まっていると、ちょっと夜間におかしいなと、こんな時間というようなことで、そういうふうな地域からの情報を提供していただくと。あるいは家庭と学校が一体になるとか、教育委員会と学校と一体、おっしゃるとおりに、そういう三者が一体にならないといけないと思っておりますので、今後もそこら辺を十分地域の方々にもお願いして、学校にもお願いしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

ありがとうございます。

中1ギャップのほうについてでございますが、ほとんど不登校の問題と中1ギャップ、同類項のことだと考えております。おかげで中1ギャップによるような不登校はあっていないと。そういったことで、本当に私はいつも学校は楽しいものだということが第一であるというふうに考えております。

町長、福祉の充実ということの中において、中1ギャップを重要視されております。その中で小学校、中学校の合同授業の実施など、今、課長のほうから報告いただきましたけれども、これをもう一歩進めて、小中一貫教育は考えられませんか、お願いします。

町長（武廣勇平君）

おはようございます。2番原慎和彦議員からの御提案で小中一貫教育ということでございますが、私も公約にて先般、中1ギャップの解消ということであつたわけでございますが、これは議員には釈迦に説法でございますが、中1ギャップというものは、今、課長が申しましたように、小学校6年生から中学に上がる中で環境の変化に伴い、心理的、精神的な心証風景が変わることで、いろんな学力の低下、不登校というふうに世間一般で言われておりますが、町内においては、今申しましたように、不登校の原因として中1ギャップが

その問題の原因ではないということですが、私が、今、全国学力調査の結果を聞きまして、特に注目したいところは、中1、特に中学生の自分に自信が持てない、そして、将来の夢や目標がない、さらに学習意欲が低い、家庭学習が少ないというところに特に注目いたしております。

恐らく、直感的にですが、これも中1ギャップというものが幾つかある問題の1つじゃないかと思っております。議員おっしゃるように、小中一貫教育、これは先進的な取り組みで県内においても今現在取り組んでおられる自治体があるというふうに聞いております。私も学級担任制から教科担任に変わることに伴う問題を解消するために、小中一貫教育というものを以前から考えておりました。こうした社会実験をこの上峰町でやればという提案ですが、今現在、県内で取り組まれている先進的自治体の経緯を見ながら、その後、いいところは取り入れていくという気持ちでおるところでございます。

以上です。

2番（原楨和彦君）

前向きなことでありがとうございます。今、多くのところで小中一貫校というのが誕生しております。これは聞くところによれば、中1ギャップの解消など、非常に成果が上がっている。私は、まず第一に、子供たちが楽しいから学校に行くんだと、また、中学生になるのが楽しい、待ち遠しいと、そしてまた、勉強も楽しみというようなことができないかと。これは本当に理想の理想と思います。だけど、やはり理想は追求していかにかいにかんもんですから。ただ、そういったいいことばかりじゃなくても、例えば、学校の給食がおいしいから、きょうのメニューはあれだから、楽しみに行く子供がいてもいいんじゃないですか。そういった楽しい学校をつくっていただきたい。

そんな中において、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力、そういったものを小学校から中学校にかけて育成していただければ、あとはすばらしい子供たちが大人に育っていくんじゃないかというようなことを考えます。だから、小中一貫についてはやはり同一の敷地内にある学校、また、ちょっと離れても隣接しているとか、うちみたいに1校1校で離れているとか、いろんな条件ございます。だけど、これはその条件の中においてメリットが大か、デメリットが大か、調査していただくことはできないものか。そこまでについてお願いいたします。

教育長職務代理人（鶴田良弘君）

小中一貫の件なんですけれども、現在、佐賀県において芙蓉小中が行っております。このごろ新聞では、思斉中がやっていくというようなことを、大きく6・3制から4・3・2ですかね、制度に変えるというようなことで、小中一貫というようなことで大きく新聞が取り上げ、すべて芙蓉も思斉小中学校も隣接しているわけですね。それで、佐賀市教育委員会は隣接したところから取り組んでいるようですので、うちのほうもその動向を見ながら検討し

ていく必要があるんじゃないか。すぐ小中一貫と、非常に言葉はいいんですけども、果たしてうちの上峰町でそれが実態として合うかどうかというのは、今後の動向を見ながら十分検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

今、課長申しましたように、県内で取り組みがあるということですが、これはやっぱりPTA、教育委員会、学校、そして議会の総務委員会になりますかね、とも協議をしながら、町を挙げて取り組んでいく。時間のかかることございまして、この1年間はしっかりと経緯を見ていきながら、前向きに検討していきたいと思えます。

議長（吉富 隆君）

災害対策について、執行部の答弁を求めます。

総務課長（江頭典雄君）

おはようございます。私のほうから一、二点お答えをさせていただきますが、災害等に非常に御心配おかけしておりますが、1点目の土石流、がけ崩れ等についての危険箇所、どこがあるかというような御質問でございますが、現在のところ、がけ崩れ、土石流のそういう危険箇所については、警戒区域として鳥越地区が一応指定をされています。それから、注意区域として屋形原の東分地区が指定になっております。

非常に危険な状態だと私も思っておりますが、毎年、防災パトロール、水防パトロールを行っておりますが、ことしも6月12日に消防団、消防署、警察とか、土木事務所、いろいろな機関に寄っていただきまして、一緒に、自衛隊はもちろんです、御協力得まして、町内パトロールを実施いたしました。箇所的には6カ所ほどの点検を行ったわけですが、今では雨の降り方、以前と若干違ってきていまして、非常に心配は多いわけですが、その降り方、雨量によっても危険の違いはあるわけですが、そういった時間の雨量、総雨量によって、そういった警戒警報、あるいは注意報の発令がされるわけです。

ことしは6月末と7月末、26日に大雨に見舞われましたけれども、その都度、職員で点検を行いまして、特に7月26日には、上坊所地区になりますかね、職員で水防活動を、土のう積みをしたところでございます。もちろん、鳥越、屋形原地区にも十分な注意を払いまして、各区長さん方と連絡を十分取り合って、そういう状況把握に努めてきたところでございますが、幸いにして大きな災害もなくて、ほっとしたところでございます。

今、水防計画、毎年、作成をしておりますが、そういった浸水区域、あるいは先ほどの土砂警戒区域等、あるいはまた避難場所をつけた防災マップというのを、ハザードマップというのを作成しておりまして、水防計画書にもつけておりましたけれども、これも住民の方々に広く周知をしたほうがいいということで、各家庭へ配布するというところで今準備をしているような状況にございます。

続きまして、2番目の排水不良の関係につきましては、建設課長のほうで答弁はすると思いますが、3番目の地震対策でございますが、地震について、最近では予知について国では十分力を入れているような状況にあると思っておりますが、こちらとしても発生したときにはいち早く状況をつかんで、そして、適切な対策が必要だというふうに考えております。規模にもよりますが、そういう災害情報連絡室や本部等の設置も行いまして、それに当たるといふような計画をしております。特に震度4以上になりますと、自動的に連絡室を設けまして、職員がすべて出てくるというような活動に入るというような取り決めをしております。

今、町の防災計画も見直しを行っておる最中でございます。県との協議もほぼ終わりました、あと最後の会議へ向けて、今、準備を整えているような状況でございます。若干詳しいつけ加えとか、訂正の部分もありまして、そういう整理をしているところでございまして、この防災計画の中で震災対策として、その情報の収集、あるいは応急対策、災害復旧の関係について細かく行動計画について表現をしているような計画となっております。

また、ことしは全国的な取り組みとして、国の交付金によって対応するわけでございますが、J - A L E R Tという全国瞬時警報システムの国のほうで推進をされていまして、まだはっきりしてから予算措置もお願いすることになるかと思います。12月にはそういう措置をお願いすることになりますが、そういうこともこれから逐次整備をしていくということになるかというふうに思っておりますので、これからも地震対策については十分な注意を払っていかねばいけないというふうに考えておるようなところでございます。

以上でございます。

建設課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは原慎議員質疑の中の、まずは、切通川、井柳川の水害につきまして御答弁申し上げます。

御承知のように、切通川、井柳川につきましては、平成20年度で佐賀導水事業が終わりまして、平成21年、ことしからはその管理ということで移行しているところでございます。佐賀導水につきましては平成21年度から管理をすることとなりまして、佐賀導水事業の目的や各施設操作の内容、効果について、周知、理解を進め、さらに関係自治体の防災担当者と十分な情報交換を行うことで、地域防災力の強化、支援を図るという趣で、佐賀導水事業に関する各関係町村と佐賀河川総合開発工事事務所によって、現在、佐賀導水情報連絡協議会というのができております。その協議会に基づいて、雨期等の豪雨時点において、素早い情報を交換しながら、ポンプの稼働をいつするのかというような情報の交換を今しているところでございます。

ちなみに昨年度より、そのポンプの稼働をいたしておりますけれども、昨年度の実績としては、井柳川、切通川とも一応4回ずつということで、ことしにつきましては、先ほどの7月26日の豪雨のときに各切通川、井柳川とも1回ずつやっております。しかしながら、切通

川につきましては、まだ改修が、北茂安あたりの一応改修ということでまだ上流のほうの切通井手口のほうには達しておりません。その関係でことしの豪雨時については、越水及びのりの決壊というような状況になっておるところでございます。町といたしましては、一日も早くこの切通川の改修をすることで、切通川の水害等を防ぐ一番の要因ではないかと思っておりますので、今から先につきましても、県のほうに早速開始をするようなことで要望していくつもりでございます。

なお、井柳川につきましては、改修が全部終わっておりますので、一応水害等の発生は至っておりません。

切通、井柳川につきましては、以上でございます。

続きまして、住宅内の排水不良による災害対策ということになりますけれども、住宅地区につきましては、排水不良による冠水及び側溝整備等の必要な地区が10地区ほどございます。このような地区につきましては、昭和53年の都市計画を引く以前の住宅地でありまして、排水計画がなされていないのが現状でございます。また、今般のゲリラ豪雨に見られますように、局地的な集中豪雨によるところの被害もここ数年ふえてきております。それに反比例するかのように、非常に苦しい財政の中でこれらの住宅地の側溝整備について、ここ数年、進んでいないのが現状でございます。

そういう中で、建設課としては、その10地区につきまして、事業費の調査をいたしまして、今後は随時予算を要望していくような形をとっていきたいと思っております。

建設課の私のほうからは以上でございます。

2番（原楨和彦君）

災害対策についてでございますけれども、今、いろいろと御答弁いただきました。その中で、やはり土石流とか、そういったもろもろについて、これは多分、警戒区域、注意区域というのは県の指定に基づいたものかと思えます。それに基づいて、県のほうではこういった対策と申しますか、警戒とか注意というから、そう大した危険度にはなっていないと思えます。

それと、防災会議ですね。私はこれは本当に必要じゃないかと。総合的な上峰町の災害対策、防災に関して、この会議は条例によれば、ちゃんと開くようになっていて、そういった会議に基づいて計画も立てておられると思えますので、この防災会議についての開催の状況とか、その中ではこういったものが検討されているかと。当然、県関係からの方も入られると思えますので、河川改修とか、そういったもろもろの話も出てくるものだと考えております。

それから、防災マップ等につきましては、やはりこういった集中的な豪雨、そういったもろもろに関して、はんらんしたり、排水不良で住宅内に水が入ってきたりというような地域であれば、避難とか、そういったもろもろまで入れたところでの対策が必要かと思えます。

そういったところでのことが1つでございます。

それから、言われるように、今回、7月19日から29日にかけての山口あたりでの集中豪雨ですね。1時間の雨量が90.5ミリとか、1日の雨量が275ミリ、300ミリとかというような集中豪雨に見舞われております。それから、また、その後、こちらのほうでも26日のほうではちょっと被害が出たと言われる九州北部から山陰にかけての大雨。高速道路の土砂崩れ等で2名ほど亡くなられたと、あの大雨でございますけれども、あの大雨でも1時間の雨量が103ミリと、1日では338ミリというような、また、19日から26日までにおいては635ミリと、このような集中豪雨がやっぱり各地で起きております。だから、こういったときに我が町においての想定はできているかというのが私は地域防災計画だと思うんです。その想定によって、どうやるんだというのが計画だと。そこら辺の対応について、ひとつお願いいたします。

それから、そういったことがもし起きた場合に、きのう、危機管理の情報伝達というところで質問がございましたけれども、避難指示、それから避難勧告、そういったものを我が町にも出すような事態が起きた場合において、その対策はどう考えておられるかと。

そういったもろもろを今、課長言われましたように、地域防災計画というようなことで、地震まで深めてやっていくと、計画を立てるというようなことでございますので、そこまで含めたところで最終的なこの災害対策についてのまとめの答弁をお願いいたします。

総務課長（江頭典雄君）

いろいろ御心配いただきましてありがとうございます。土石流についても、今後十分な注意をしていかなければいけないと思っています。

それから、全体的なそういう総合的な計画は、防災会議の中でやるべきじゃないかというような御指摘でございます。当然、決まりもそういうふうになっておるわけですが、御承知のように、必要性は十分思っておりますが、とりあえず6月のそういう雨期の前には、水防委員会というのも別にありますし、その中でいろんな実際の今までの経験を踏まえた水害に対する備えというものについて十分検討をいただいてきておりますし、その中で今までも検討いただいたところでございます。

また、水防パトロールも毎年行っておりますし、この中にはメンバーとしては、自衛隊ももちろんですが、警察署、消防署、消防団、それから土木事務所も農林事務所も入られて、一緒に合同で検討するわけです。危険箇所等の対策、あるいは検討もしていくわけですが、この中でいろいろな御意見をいただいて、できるだけ備えるようにしておりますので、防災会議等まではここ数年行っていないのが現状でございます。これも十分、今の御意見を踏まえて対応していきたいというふうに思っています。

防災マップの関係も今御意見いただきましたけれども、各家庭にそういう避難場所、あるいは浸水想定としては非常に高い豪雨を想定したところでのマップとなっております。

ちょっと広い範囲でのマップになるわけですが、その中に避難経路、あるいは避難場所、それから、先ほど申し上げましたがけ崩れ、土砂崩れ等の危険箇所、注意箇所も、その中に当然入れておまして、いち早く最寄りの避難場所に避難をいただくと、自主的な避難も含めて避難していただくというようなつもりで作成をしておまして、これは年内には各家庭に配布したいというふうに考えております。

避難の勧告、指示等の必要性和、確かに各地でもそういう話題に現在なっております。特に新聞等でもいろいろ御意見いただいたところで、上峰町ではなかったですけども、隣接の町村でもそういうのは実際あったわけですが、上峰ではそこまで水害については、非常に28年ですか、そういうのが想定しなければいけません、そういうのも当然頭に入れて、1つは、今の鳥越、屋形原地区のそういう土砂崩れについての避難勧告、避難指示とかというのも十分頭に入れて計画をつくらなければいけないというふうに思います。

ただ、この指針について、いつそういう指示をするのか、勧告するのか、非常に難しい面もございます。これも一定の指針をつくるわけですが、これは先ほど御意見ありましたような、そういう会議の中で十分議論をしていただいて、その上で決めていきたいというふうな考え方持っておりますので、若干時間をおかしいたいて、今後、作成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

防災会議等の中において、地域防災計画の中にきちりとうたっていただきたいと思いません。

そして、ないにこしたことはございません。しかし、万が一そういった事態に遭遇したときには、計画に基づいて躊躇なくそういった指示ができるというようなことでなければ、今回の避難勧告においても、土石流が来た後に避難勧告であったというようなことも出ております。そういった関係で被害が大きくなったと。そういったことにならないように、やはり転ばぬ先のつえではございませんけれども、先に計画をお願いしておきます。

それから、切通川の改修のことで、現在、北茂安の舞郷の上あたりをやっていると思えます。一番大事な、通称夫婦橋、県道なんですけれども、それから上の切通にかけての改修の予定はどうなっているか、最後にそこを教えていただきたいと思えます。

建設課長（江崎文男君）

ただいまの原楨議員の質疑に対してお答えいたします。

先ほど申された舞郷橋あたりの改修ということで、今行っておりますけれども、あそこ付近で井堰の工事ということで、その井堰の工事が3年はかかるということです。それで、県道まで行くのに何年かかるかということで土木事務所とも協議をいたしましたけれども、まず、井堰が3年はかかると、それ以降についての計画はまだ、いつ県道まで達して、要する

に上峰町までいつ来るのかというところまでの年数はちょっとまだ把握ができないというのが実態でございます。

議長（吉富 隆君）

2番議員さん、地震対策の問題はよろしゅうございますか。耐震問題等々は、いいんですか。

2番（原楨和彦君）

地震対策について、一番最初答弁をいただいておりますので、それでと思っておりますけれども、地震対策についてもやはり先ほど言いました地域防災計画の中にきちりとうたい込んで進めていただきたいということをお願いして終わります。

建設課長（江崎文男君）

地震対策につきましては、防災計画の中に耐震関係の文言も入っております。それに関係するところで一応建設課としては、平成20年度で上峰町耐震改修促進計画というのをつくっております。その計画に基づいて進んでいるところでございます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

町財政改革について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

2番原楨和彦議員の御質問でございます。

町政改革、新たな改革大綱への取り組みはということで、先ほど総括質問の中にもありましたが、ブランクをあけずに実施することが大切だということでありました。私も同じように思っております、平成21年の取り組みとして、先日申しましたけれども、行政改革という趣旨で庁内で有志の中で行政改革検討委員会というものを開催し、改革の方針を策定し、それをすべての課長を委員とする行財政改革推進本部会と、長い名前ですが、そこでさらに検討を加えて決定をします。

一方、財政改革についても同様に、庁内の有志を募り、財政改革検討委員会というもので方針をつくり、これもすべての課長を委員とする行財政改革推進本部会でさらに検討を加えて最終決定するというようにしております。つまり、改革大綱に結ぶということでございまして、こういう取り組みで進めていこうと思っております。

また、総括の質問の中にもありましたが、総合政策諮問会議、ちょっと名前を仮称としておりました。今現在、上峰町改革会議という名前で町民参加型の諮問機関といいますが、諮問会議をこの改革大綱に結んだ後に、来年度4月から開催させていただき、平成23年度実施の総合計画に結んでいきたいというふうに思っております。

その中では、基本的には財政再建についてということでございますが、住民の理解と民間の資源を活用すると、聖域なく改革する、ゼロベースで改革する、公正の確保を基本にする、

最少の経費で最大の効果を上げるようにするというような基本的な方針を理念に掲げまして、議論を進めていただきたいというふうに今現在考えております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

私も切れることなく行財政改革を進めていっていただきたいと、そして、この厳しい状況はまだまだ続いていくというふうに考えております。ただ、ずっと行政改革から財政改革までにおける委員会、そういったもろもろをつくってやって、流れについてはわかりました。ただ、その中において、町長、自分のリーダーシップと申しますか、考え方、それがやはり私たち知りとうございます。確かにこれだけ苦しい財政状況の中で、私はこうやっていくんだと、進め方なんですよ。当然、多くの市内の有志の方を募って、いろんな意見が出てくると思います。ただ、その中においても、10個の意見が出てきたら、それを1つにやほりまとめにゃいかんと思います。それを市内有志の方で1つの委員会を設けてやって、その次はもう1つ上で町の一番行政でわかっている課長さんたちの本部会議と申しますか、言われているように、そこに諮って、その後だと。そぎゃな悠長なこと言う時期じゃもうないと思うんですよ。だから、私は、町長が今度の選挙に出て、私はこうやるんだという信念があると思います、そこら辺を見せていただきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

2番原楨和彦議員の御質問で、信念というものを出せということですが、私、選挙のときから対話型のボトムアップで、しっかりと皆さんの意見を聞いて町政運営をしたいということで負託を受けたというふうに思っております。その中で役場の中でも本当に皆さん改革、きのうもいろんな案が各課から出ておりました。そういったさまざまな案を職員さんは持たれております。その案をしっかりと組み入れて、全庁的な改革案をまとめることがよりダイナミックにこの改革を展開できるというふうに思っております、私に意見がないのではないかとお疑いかもしれませんが、私もいろいろやりたいことがありますが、一番業務を把握されている職員の意見を聞きながら、最後には課長のその会にフィードバックされ、そこで私の判断も加え、この改革案をまとめていきたいというふうに今現在考えております。

以上です。

2番（原楨和彦君）

きのうの質問の中においても、道路整備もできない、また、道路の拡張もできないと、だから、町民が求めている福祉バスの運行もできないというようなことがございましたよね。平成20年度の市町財政健全化判断比率というのが先日新聞のほうにも出ておりました。佐賀県においてもワーストワン、もうその数字、見たくもございません。そういった数字のところまで我が町は追い込まれていると思います。だから、町長、早くこれを何とかしましょよと、だから、リーダーシップを出してくださいということで私はお願いしております。

そういった中において、きのう、企画課長が財政健全化に向けた削減の中で、課長自身の私見として人件費のさらなる削減と催し物の中止と補助金等の削減など、聖域なく削減をとというようなことで答弁されております。これはあくまで企画課長の私見でございますけれども、本当にすばらしい答えだと私は思っております。これを聞いて、町長、何とかやりましようよと、それが本音でございます。

それで、今、町長いろいろと9月からは行財政改革委員会等を発足させて、財政再建に向けて取り組んでいきますと。だから、こういった委員会に対しても、やはり上峰町の財政を立て直していくためには、どれぐらいのカットをしなければいけないというふうなことも勉強されて、やはり強いリーダーシップを発揮するときじゃないかというふうに考えます。

町長、鉛筆1本から節約して、補助金、交付金などについては、聖域なき削減と言っておられます。これはもう皆さんも一緒だと思います。聖域なき削減ということになれば、どこでも特別扱いはできないと思います。言われるとおり、一番難しい福祉の分野にも切り込んでいかななくてはならないと、そこまで腹を決めて財政再建に取り組んでいけないことには、やはりこのままずっと実質公債比率23.7、24.5とか、そういったもうあっぱあっぱの状態が続いていくんじゃないですか。これを早く立て直すためには、どこまでやるかという、そこら辺のことについてまず第1点。

そして、私は町長にそういったもろもろの中においてやはり一貫した方針で、財政再建を進めていただきたいと考えております。決意のほどをお聞かせください。

町長（武廣勇平君）

2番原楨和彦議員の一貫した方針でということございまして、私も本当に早急に取り組まなければいけない、早期健全化団体指定、目の前まで来ているわけでございまして、歳入増を図る取り組みにしても、私個人で動ける部分で今現在動いておるところでございます。この財政の健全化に向けて、一刻も早く取り組んでいきたいという気持ちは共有しておると思っております。そのための手法として、私は全庁的な議論の中でこれを集約していくことが一番効率よくこの改革を進められる方法だというふうに思っております。この9月からその動きをつくっていくことになると思います。

以上です。

2番（原楨和彦君）

町長言われるとおり、やはりみんなの意見、これを吸い上げてやっていく、大事なことだと思います。ただ、私はきのうの企画課長の答弁、物すごく感動しております。やはり課長の皆さんがそういったところまで踏み込んで財政改革をする必要があるんだと。町長、そのトップがあなたなんです。だから、私は皆さんの意見をまとめて、リーダーシップを発揮してくださいと。最後にそれをお願いして終わります。

町長（武廣勇平君）

リーダーシップを発揮して取り組んでいきたいと思ひます。

議長（吉富 隆君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前11時5分 再開

議長（吉富 隆君）

一般質問を再開いたします。

通告順に従ひまして、1番松田俊和君お願いをいたします。

1番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。1番議員の松田です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは3点質問させていただきます。

まず1番目、健康増進の対策について。これに関しましては、町民に対する健康増進を図るために取り組む内容はどのような内容でされるかを伺いたいと思っております。

2番目、町の安全面、行政の取り組みについて。要するに安全面に対して行政の取り組みについて、施設及び環境について質問させていただきます。

それと3番目に、ことしの6月に臨時交付金が交付されております。これに伴う30項目が発表されておりますけれども、その発表に基づく決定後の進捗状況ですね、どのように今現在なっているかを伺いたいと思ひます。

以上、3点をお願ひいたします。以上です。

議長（吉富 隆君）

健康増進対策について、執行部の答弁を求めます。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

1番議員の町民に対する健康増進を図るための取り組みについてというようなことで、私のほうから答弁させていただきます。

本町では、健康づくりの事業の一環といたしまして、生涯学習課で取り組んでいる事業につきましては、スポーツ大会の開催といたしまして、スポーツ指導者の養成講習会、スポーツ大会で申し上げますと、5月の鎮西山歩こう大会、10月の町民体力づくり体育大会、スポーツリーダー及び指導者の資質の向上を図っているスポーツ指導者等の研修会、そして公民館事業で行っている高齢者教室のグラウンドゴルフ大会、栄養面からいいますと、公民館事業で行っております女性セミナーで行っている料理教室、また、子供を対象に行っている、

これは2月に毎年やっていますけれども、スポーツ少年団フェスタ、それからまた体験学習を含めました、夏に行っておりますサマーキャンプなどの行事を行っているところでございます。

また、松田議員にも御協力していただいています文部科学省が推進しております総合型スポーツクラブの設置に伴う教室を体育協会、御存じのとおり体育協会と体育指導員で実施しているところでございます。工期は10月からというようなことで今企画をされております。

また、体育協会14競技団体20年度ありましたけれども、ことしちょっと1競技団体減りまして13競技団体となっておりますけれども、各競技団体がスポーツ大会やスポーツ教室を自主的に大会を行って、スポーツ人口の底辺拡大に努めているところでございます。

また、各地区、大字地区では大字スポーツ連絡会というものが4つございまして、そこでも年間大字のスポーツ大会をやっている。また、19分館ありますけれども、各19分館がそれぞれまたスポーツ大会をやって、町民の健康体力づくりに努めているというような状況でございます。

教育委員会を初め、各団体、各分館がいろいろなスポーツ行事を実施して、今後も町民の健康づくりのためにスポーツの推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

健康増進課長（江口正光君）

皆さんおはようございます。

松田議員の1番の健康増進対策、町民に対する健康増進を図るための取り組みということで、健康増進課のほうでは平成20年4月より医療制度改革によりまして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、医療保険者は国民健康保険者に加入する者のうち、40歳から74歳の方を対象として、特定健康診査及び特定保健指導を実施するよう義務づけられて、去年から実施しております。

実施に当たっては保健所及び栄養士が生活習慣病有病者、予備軍の減少に努め、メタボリックシンドロームに着目し、血管障害のリスクの重なりに応じた生活習慣の改善に重点を置いて行っております。生活習慣病は予防可能でありまして、これを予防することによって、心筋梗塞、脳卒中、人工透析に罹患する人を減少させ、将来の医療費の抑制を図り、国民健康保険制度の安定化を図ってまいります。

上峰町の40歳から74歳までの国民健康保険加入者の受診率は、平成20年度の受診率につきましては、集団健診、個別健診合わせて50.2%でした。平成21年度の受診率につきましては、集団健診のみで38%となっており、平成20年度の集団健診のみの38.1%とほぼ同率でございます。個別健診も含めての受診率は12月ごろに判明すると思います。

この受診率のどうして上げなくちゃいけないかということですが、国が平成20年度の国保の特定健診受診率の目標値65%を設定し、平成20年度の実績に基づきまして達成状況

を勘案し、国保財政から後期高齢者医療保険に支払う後期高齢者支援金をプラスマイナス10%の範囲内で加算、減算等の調整を行うこととしており、平成25年度から納付される後期高齢者支援金に適用される予定となっております。

この受診率の向上のため、平成21年度はがん検診と特定健診を同時に実施しております。また、予防効果の高い年齢、40歳から50歳で昨年受診されていない男性を対象にして、受診を勧めるための家庭訪問を行っております。

健康増進医療費抑制の取り組みとして、特定健診会場におきまして、気功教育やヨガ教室、男性のための健康づくり料理教室、食生活改善推進協議会において、ポスター掲示やチラシ配布を行い、これらの活動を紹介しております。また、特定保健指導の際には、血液データを説明しながら、体重、おなか周りの数値を適正化し、メタボリックシンドローム予防について、運動や食事などの生活習慣を改善する意識づくりを行っております。その際、歩く筋肉トレーニング、自転車、水中運動などの運動を紹介して、運動を始めるきっかけづくりを行っております。

今後とも健康づくりの推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、2人の方から発表していただきましたけれども、まず江口課長のほうに伺いたいと思います。

その中で、資料ここにありますけれども、平成20年度、要するに添付資料の中にページの28ページ、ここで受診率、佐賀県の全部の20市町村が載っていますけれども、この中で上峰町が50.2%で一番優秀な成績の受診率になっております。

この目標に対しては、今江口課長から言われましたけれども、平成24年度までに65%が目標の数値になっていると思いますけれども、まず、この50.2%に達せられた一番の要因はどのようなところにあったものなのかをまず教えていただきたいと思います。

以上です。

健康増進課長（江口正光君）

受診率の向上関係ですけれども、議員言われましたように、佐賀県ではおかげさまをもちまして、一番受診率がよかったということであります。

その要因としては、特定健診対象者であります国民健康保険加入者の40歳から74歳までの方に受診案内のチラシと受診券を戸別に発送した、これは去年も一緒でございます。また、7月1日から7月4日が健診日だったんですけれども、区長様にお願いしまして、地区のマイクの施設の放送の依頼、またうちのほうでも6月30日前日から7月3日までにかけて広報車で受診の勧奨を行いました。

昨年度は社会体育館で特定健診、町民センターでがん検診を行いましたけれども、今年度

は教育委員会にお願いして、中学校の体育館を借りて特定健診とがん検診を同時に行ったと。また、昨年度の未受診者に対しては、保健師が訪問して受診の勧奨、今年度の未受診者には医療機関での個別検診等の案内状を出したということで受診率が上がっていると思います。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

次に、鶴田次長に伺いたいと思います。

まず、鶴田次長が平成20年の9月、議事録の162ページに載っておりますけれども、その中で発表された内容が、ちょっと省きますけれども、「もっと深く協力していくには、どのようなプログラムを考えるか、今後、町民の健康、体力、そして医療費が下がるように、医療費抑制に努力してまいります。」とあります。

この中で、私また先ほどの資料40ページ、各施設の使用状況が載っておりますけれども、15年度からですね。この数字を見ると毎年毎年減っております。そういう事情において、何で減っているのか。また、先ほど健診率が上がって佐賀県一になられたにもかかわらず、こういうふうにスポーツする側から見れば減っているという現象はいかに考えられるか、そこら辺をまず伺いたいと思います。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

確かに平成20年9月の定例議会において、健康増進の質問に対して答弁したかと思っております。今のところ、各課の協力というふうなことで、町民体育大会、あるいは夏のサマーキャンプ、そういう形で協力をさせていただいて、それがどれだけ医療費に貢献できたかというような数字については、ちょっとわかっておりませんけれども。

それともう一つ、施設の利用が非常に減っているんじゃないかという御質問ですが、確かに数字的に言いますと、平成19年度は社会体育館については、武道館5,838人、テニスコートそれぞれきまして、合計が7万5,755人という形になっています。

それで、平成20年度につきましては、合計が7万3,752人という数値になっております。約2,000人ほどの減というふうになっておりますけれども、この要因といたしましては、平成19年度に中央公園の利用者が1万5,876人ですが、平成20年度におきましては1万1,151人というようなことで、4,000人ほどのここで人数が減っております。ふえているのがテニスコートでございます。テニスコートは、平成19年が2,742人、20年度は4,984人と、このふえた理由といたしましては、もう御存じのとおりナイター施設を修繕したというふうなことで、夜間の利用者がふえたというふうなことで人数がふえたと思っております。

それから、中央公園の減少につきましては、これはその年々でイベントが町中央公園で開催されたりしております。例えば、三養基郡のソフトボール協会が佐賀県の大会をやるとか、あるいはうちのスポーツ競技団体が記念行事を毎年恒例以外の大会をやっているというような要因で、この4,725人というような減少になったかと思っております。この人数が減ったからス

スポーツの振興が落ち込んでいるというふうにはうちのほうでは考えておりません。

以上です。

1 番（松田俊和君）

スポーツの人口が減っていると。その中で、佐賀県において成人の方、要するに、週1回以上のスポーツ実施率を40%の目標に掲げておられます。この40%の目標に対して、上峰町としての取り組みについていかがか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

今、議員言われるように、佐賀県の教育委員会の基本方針の中で、体育保健課が出しているのが、今言われた成人者週1回以上のスポーツ実施率を40%にしようというようなことで目標を掲げておられます。それに基づいて、10市10町もその目標に従って、その地域地域によっていろいろな行事をやっているところがございますけれども、うちのほうといたしましては、先ほど言いましたように、新たな事業といたしましては一昨年度から取り組んでいる、議員も一緒のメンバーとして入っていただいておりますけれども、総合型のスポーツクラブの実施というようなことで、これは講習会もことしの7月やったと思います。県の体育保健課から来ていただいて支援をしていただいたというようなことで取り組んでおります。

また、今年度につきましては、体育協会の40周年事業というふうなことで、議員さん方に7月の臨時議会において予算を可決していただいて、今その事業について実行委員会をつくって、一日じゅう町民の方が楽しんでいただけるような取り組みをしているところがございますけれども、うちのほうとしては、そういうふうの一つの動機づけをやっていくことが仕事じゃないかなと、その40%を現在目標が達成できているかというようなことですが、その部分については調査をしておりません。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

今、生涯学習の次長と健康増進課の課長で答弁していただきました。これに共通することに関して、私6月の議会で少し発表しましたけれども、小中学校の校庭の芝生化、これを推進して健康増進及び体力の増進を図ってもらえないだろうかという意見を発表しましたけれども、それについてその後の結果及び状況を教えていただきたいと思います。

以上です。

教育課長（大隈忠義君）

学校の芝生化というふうな問題ですが、この件につきましては、6月議会の中でも回答をしております。近隣町村では佐賀県校庭芝生化モデル事業によりまして、吉野ヶ里町の三田川小学校が実施しております。そのことを踏まえまして、三田川小学校を例にとりまして回答をさせていただきたいと思います。

三田川小学校の芝生化面積は7,000平米でありまして、事業費が2,018千円かかっておりま

す。また、補助金にいたしまして2分の1程度というふうなことで1,227千円、上峰町におきましては、上峰小学校を例にとりますと、上峰小学校の芝生化面積約1万平米、事業費が3,950千円程度になるかと思っております。その事業費の内訳ですけれども、芝整備事業に上峰の場合ですけれども2,150千円、備品等の整備事業といたしまして約800千円、また芝生維持管理というふうなことで約1,000千円当該年度にかかると予定しております。そういった場合におきまして、大体2分の1というふうな形で補助金が1,900千円程度なるだろうと思っております。

また、その翌年度からの維持費関係ですけれども、三田川小学校におきましては150千円程度というふうな形で聞いております。上峰におきましては、翌年度以降の維持管理というふうなことで、1,100千円程度かかってくるかと思っております。

このように三田川を例にとっておりますけれども、三田川方式といたしますと、事業費、維持管理費というふうな中では、維持管理費が全然入っておりません。このことにつきましては、吉野ヶ里の教育委員会のほうに伺いたしましたところ、三田川小学校のほうから芝生化を要望がありまして、芝の苗の植えつけ作業、また、植え付け後の散水、1カ月間程度は毎日、その後は週2回程度というふうになっておりまして、また、芝刈りにつきましては週2回程度というふうになっておりまして、これにつきましても、保護者と協力体制ができ上がっていたというふうなことであります。

今後の維持管理につきましても、学校が主体となりまして、保護者会、ボランティア団体を組織していくということでした。また、芝生化に当たりましては、芝生化のメリット、デメリットも調査を検討されるように指導を受けました。このことを踏まえまして、補助金の有無にかかわらず、つくった後もだれが維持管理をしていくかというふうなことが必要ですので、この管理体制も含め、まだまだ検討協議をしていく余地があると思っております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、大隈課長から答弁していただきましたけれども、先ほどの三田川小学校の芝生化に伴う目的及び効果という欄において、このように述べられております。ちょっと読ませていただきます。

「校庭を芝生化することで、安心して伸び伸びと遊ぶことができ、児童の健全な心身の育成、体力強化等を図るとともに、地表面の外気温を定期的に観測し、学習に取り入れることができる」とあります。

先ほど協議をすとか費用がかかるとかと言われますけれども、先ほどから生涯学習課と福祉課に質問した、要するに内容に基づく一番最高の今後の実施すべきことじゃないだろうかと思いますけれども、この点に関して答弁をお願いいたします。

教育課長（大隈忠義君）

管理体制を含め、まだまだ検討協議をしていくというふうなことで、芝生化につきましてもは実際金がかかるわけでごさいます、この点につきましても、吉野ヶ里教育委員会のほうでも聞きましたけれども、要するに芝生化をすることによって使用制限がかかるというふうな場合もありますよと。サッカーとかラグビーとかはいいんですけども、今のスパイク等を使うと芝を踏んで傷めますよと。野球の場合におきましては、以前金属製の剣がついたスパイクですか、それはいいですよというふうなことで、そういった場合におきまして使用制限がかかってくると。

また、瓶等が割れた場合につきましては、どこで割れたかわからないですよと。芝の中を全面的に探すというふうなことも考えられますので、その辺は十分に検討をされましてというふうなことで伺っております。

また、管理体制というふうなことで、人件費という問題もかかってきますけれども、私が計算したところ、年間的に臨時職員をしていくということであれば、年間的に900千円程度は人件費にもかかっていくかと思っております、毎日毎日その芝を刈っていくと。その辺もやっぱり、芝を管理する中におきまして、通常週2回程度は確実にしていけないと、芝の刈った部分はまた処理をしなければならない。現在週2回程度刈ると、全面的に刈ったまま置いておいても、それが肥料になったりするということでございますので、その辺も含めまして、検討をまだまだしたほうがいいんじゃないでしょうかというふうな三田川教育委員会の御指導も受けております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今、大隈課長から答弁していただきましたけれども、ちょっと町長に伺いたいですけれども、この三田川小学校と、ほかにひよ子保育園、あそこの校庭も今度芝生化されております。先ほど要するに金がかかるとか、今後の検討が多いからちょっと待ってくれと言われておりますけれども、先ほど三田川小学校の、要するに目的及び効果の面を私が発表しましたけれども、こういうことを考えると検討の余地が、それは幾らでもあると思いますけれども、前進、前を見て、健康増進及び体力づくりに伴うそこら辺を考えて、もっと前向きな考えを持ってもらうようなところはないだろうか。そこに基づく一番欠点は財政面がないからという、まずそこになるか思いますけれども、そういうことはまず言わないでもらって、答弁のほどよろしく願いいたします。

町長（武廣勇平君）

1番松田俊和議員の御質問で、要望ですが、校庭に芝生を敷くということですがけれども、今課長からありましたように、議員おっしゃるように、まず安心で伸び伸びと子供たちが学校生活を送る。そして健全な心を持ち、体力的にも体力の増強にもつながるような取り組みとして、この芝生化、最初効果も見える事業だと思っております、私も検討をさせていただきた

いという旨で6月お話ししたとおりでございますが、その後、三田川教育委員会のほうに問い合わせた際、今申しましたような除草、芝の焼却についてもボランティアの協力、学校の協力、そして先ほど申しました瓶が割れたりしたときに芝の中だとそれが探せなくて足をけがしたりするようなこともあるんじゃないかというような御指摘も受け、これはよくよく経過を見ていかなければ、小中学校からの要望が大きくなるわけではございませんし、よくよく経過を見て実施する必要があるというふうなことも今考えております。

6月は先立つものがない、財政的な余裕がないという視点で、この芝生化の検討を保留させていただいておりましたけれども、こういう危険なことも起きるということも情報として入ってきて、よくよく今後の推移を見ながら再度検討していきたいと思っております。

1番（松田俊和君）

ありがとうございました。

1番の項目に対しては、これが最後の質問になると思っておりますけれども、上峰町において、今現在病院の医療代、私の推測するところによると、約5億円ぐらいかかっていると思っております。上峰の要するに町の支出が23億円やったですかね、それに基づく5億円という金は大変な金だと思います。その数、5億円をいかに少なくするか、これがまず重点的な項目だと思っております。生涯学習の方と健康増進課の方に質問させていただきましたけれども、先ほど今後検討の余地がある芝生化及び検診率のアップ及びスポーツの施設面の向上ですね、その点を十分に考慮していただいて、今後の検討課題とさせていただくようよろしくお願いいたします。

1番目の項目はこれで終わります。以上です。

議長（吉富 隆君）

1番議員、要望でよろしゅうございますか。

1番（松田俊和君）

はい。

議長（吉富 隆君）

町の安全面について、執行部の答弁を求めます。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

安全面という施設の関係ですけれども、私生涯学習課のほうといたしましては、御存じのように体育施設が武道館、テニスコート、社会体育センター、夜間照明、町民プール、小中学校体育館、小中学校グラウンド、これは学校開放を校長先生たちからいただいているところでございます。そして、御存じのように中央公園多目的広場というようなことで今預かっております。

それともう1つ、鎮西山のキャンプ場というようなことで、うちの管轄でございますけれども、まず、その鎮西山キャンプ場につきましては、御存じのとおり現在休止という形を御

理解いただいているものと思っております。

それから、武道館、テニスコートで、テニスコートにつきましては一昨年度、夜間照明施設が壊れているというふうなことで改修して、町民の夜間のスポーツに時間の拡大を図ったというようなことです。

それから、体育センターにつきましては、現在管理人を置きまして、今管理をしているところでございます。

それから、小学校の夜間照明施設につきましては、7月の臨時議会で調査費、工事費を一応可決していただいて、それに基づいて事業を進めているところでございます。

町民プールは、おかげさまで夏休み期間中解放しましたけれども、多数の利用者がございまして、四千数百名という形で、事故もなく安全に子供たちが楽しく泳げたというふうになっております。

中央公園につきましては、昨年度うちのほうで管理をして、草刈り、いろいろやっておりましたが、今回、佐賀県緊急雇用対策事業の補助金を受けまして可決されましたので、現在2名で草刈り業務等々を行っているところでございます。

以上、生涯スポーツからの答弁とさせていただきます。以上です。

議長（吉富 隆君）

執行部の方にお願いいたしますが、今の答弁では答弁じゃないんですよ。経過報告にすぎないので、やっぱりきちとした形で安全面はこうこうしかじかだという答弁をしていただかないと困りますので、きちとした形で御答弁をお願いしたい。

総務課長（江頭典雄君）

どうも失礼しました。町の全体の安全策について行政の取り組みはどうかということでございますが、総務課が担当している関係では、全体的なことで申し上げますと、交通の面、交通安全施設についても、いろいろ国から交通安全対策交付金をいただきながら、安全面整備をしているところでございます。

まず、カーブミラーの設置、これも再三要望がありまして、予算の範囲内でできるだけ対応していこうということで、現在取り組みをしております。そのほかにも、防護さく、ガードレール等の設置についても非常に要望がございまして、今までも新設の道路等については積極的に取りつけをしてきたつもりでございますが、現在のところはそういった御承知のような財政面も制約がありますので、若干進んでいないところも、十分要望にこたえられないところもあるかと思いますが、逐次計画的に設置をしていきたいというように考えております。

また、防犯灯、街灯につきましても、これも各地区から、区長さんから要望がたくさん出てきますし、それも予算の範囲内では積極的に取りつけをしておるような状況にございます。

また、最近も非常に私感じておるんですが、電球のふぐあいもたくさん出てきてまして、こ

れはその都度取りかえ等をやっております、十分予算をいただいておりますので、対応しているようなところでございます。

それから、毎年実施をしておりますが、これも行政報告の中で申し上げたと思いますが、1戸1灯運動、これも非常に住民の方々協力をいただきまして、600件近い加入をいただいております、これも非常に夜間のそういった子供さん、それから大人の安全面については非常に効果的ではないかと思っております。これも将来的にもずっと続けていくべきだろうと考えています。

いろいろな環境面、ほかの面もあるかと思っておりますが、総務課の関係で今取り組んでいる状況について説明をさせていただきました。

議長（吉富 隆君）

松田議員さんにもお願いをしておきたいと思っております。町の安全面について、非常に幅が広がっております。これは答弁には非常に苦しむであろうと思っております。しかしながら、この通告書はもう少し簡素化じゃなくて、きちとした形の内容でお願いをするようにしておりますので、12月議会についてはこのような通告書が出た場合は、私のほうでカットさせていただきますので、理解をしておいてください。これではちょっと通告書になりかねる分がありますので、行政もきちとした形で答弁させますので、質問する側についてもきちとした形でやっていただくようお願いをしておきます。

1番（松田俊和君）

質問範囲が広いという注意を受けまして、行政の方には御無礼いたしました。今後気をつけるようにいたします。よろしくお願ひいたします。

先ほど江頭課長から言われましたけれども、カーブミラーの件についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、このカーブミラーに関しては、去年の9月議会において、江頭課長が各地区の区長及び住民の方からの要望が10カ所程度上がっている。これから積極的に、また敏速に対応していくと10カ所という数字まで発表されております。この10カ所に伴うその後の結果、進行はいかががお尋ねいたします。

総務課長（江頭典雄君）

お答えをいたします。

前回、そういうふうな10カ所という具体的な数字も資料をもって答弁したかと思っておりますが、ちょっと今十分把握は頭の中ではありませんので、十分なお答えはできないかと思っておりますが、そういった直接住民の方に関係する箇所については、十分な対応はしたいと思っております。

ただ、全体的に多くの場所が一遍に来ますと、どうしても集中してはできない。ある程度町内のバランスも考えて、あるいは危険度合い、これも交通安全関係の委員の皆さん方と一緒に現地を歩いて、優先順位と申し上げますが、非常に危険度の高いところから逐次設置をしていくようなことに現在しておりますので、10カ所についてすべて整備は終わった

かどうかというのは今お答えできませんけど、また後ほど調べてからお答えをさせていただきたいと思います。

1 番（松田俊和君）

今現在、カーブミラーの件に関して質問させていただきました。これと関係するかはちょっと別ですけども、上峰町、先ほど原楨議員からも質問があっただけですけども、要するに危険箇所、場所的な面じゃなくって、先ほど言ったようにカーブミラーとか、あとどこかのガードレールが取り付けを必要とするとかというふうな面に関して、今現在どれくらい把握されているかをまず教えていただきたいと思います。

総務課長（江頭典雄君）

カーブミラー、交通安全の面で、カーブミラーが主体的に数としては出てきますが、そのほかに予算の中では、横断歩道とか、それから自転車道の表示とか、あるいは速度規制とか、そういった安全施設も当然町の予算の中から対応しなければいけない部分もありますので、その部分にも若干出しております。

現在、要望として上がっているのは、正確には把握しておりませんが、二、三カ所残っているだろうというふうに感じております。また、これも正確な箇所につきましては、十分調査をしてから後ほど報告をさせていただきたいと思います。

1 番（松田俊和君）

今、施設面に関して及び危険箇所の面に関して今お尋ねをいたしました。

それに伴って、あと危険に伴う水害、台風、地震、要するにこれは朝あるか昼あるか夜あるかはわかりませんけれども、江頭課長から少し話が出ましたけれども、ハザードマップですね、これに伴うちょっと伺い事ですけども、私が手に持っています水難救助用、火災的な面に関する避難所の地図をここに持ってあります。今月いっぱいだったですかね、資料が各戸に配付されると言われましたけれども、この地図をもっと大きくした状態で、この状態ではちょっと字が見えません。もっと大きい用紙でもって、各地区には公民館用の掲示板が確実にあると思います。あれの右半分はこの地図の大きくしたやつを張って、要するに避難のハザードマップとして進めたいと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

総務課長（江頭典雄君）

先ほど御指摘いただきましたハザードマップは、先ほど2番議員さんのときにもお答えしたと思いますが、水防委員会でも御指摘を受けまして、水防計画の中で作成をしております。これもやっぱり先ほど1番議員の御指摘のように、各家庭でもしておくべきじゃないかと、周知を図るべきじゃないかというふうなお話、もっともだと思います。これは今後、これから印刷をしまして、各家庭に配布をするという予定にしております。時期的には、もう少し時間をいただいてからというふうになるかと思いますが。

今、御指摘のもっと広い地図を、マップを作成できないかというふうな御意見ございま

す。これも各地区にそれぞれ掲示板等あるかと思しますので、その数にあわせて、できるだけ掲示をできるように対応していきたいと思えます。

大きさにつきましては、予算等の関係もございしますので、若干うちのほうで検討して、今家庭にお配りするのはA3程度の図面を予定しておりますので、これよりも若干大きいもので計画を、予算の範囲内で計画をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

議長（吉富 隆君）

お諮りいたします。

1番松田議員の一般質問の途中でございですが、ここで休憩をしたいと思えますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時50分 休憩

午後0時57分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

臨時交付金について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。それでは、松田議員の臨時交付金決定後の進捗状況はとの御質問でございしますので、お答えをしまいたいと思えます。

まず、21年3月議会でお認めをいただきました繰越明許費に係ります事業の中で既に完了してあります事業を報告いたしたいと思えます。

お手元のほうに資料が配付をされていと思えます。A4判の平成20年度繰越明許費繰越計算書のほうをごらんいただきたいと思えます。

款の2．総務費の日韓交流事業、続きまして款の4．衛生費の新型インフルエンザ対策事業、続きまして款の8．土木費のうち町道補修、続きまして款の10．教育費のうち小学校でのAED、机、いすの備品購入事業、中学校でのAED、机、いすの備品購入事業、給食センターでの食器導入事業でございします。今までに終了いたしてあります。

総括いたしますと、10事業のうち5.5事業が現在までに既に完了してありまして、進捗率は金額ベースで57%というふうになってあります。

次に、平成21年7月議会でお認めをいただきました事業費に関しましては、大きいほうのA3判の平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金、このほうをごらんいただきたいと思えます。この中で既に完了してあります事業を御報告いたします。

番号9の健康づくり事業から番号14の前牟田学習等施設水道管等整備事業までの6事業が終了をいたしております。さらに番号16の庁舎パソコン更新事業及び番号17の庁舎整備事業の2事業がございます。加えまして、番号21の防災体制整備事業から番号23のバス停整備事業までの3事業がございます。最後に、番号27の環境美化推進事業から番号30の水路補修事業までの4事業がございます。

総括いたしますと、30事業のうち15事業が既に完了しており、進捗率といたしましては金額ベースで14%というふうになっております。また、現在までに完了していない事業につきましても、担当課におきまして鋭意取り組まれておるところでございます。

以上で答弁を終わります。

1番（松田俊和君）

今、北島課長からの21年度の分に関する臨時交付金に対する一覧表に基づいてちょっと意見をさせていただきますけれども、30項目ある中で15項目が完了していると、あと残りの15項目がまだ未着工か、着手中ということだと思いますけれども、その辺の残りの15項目に対して、どのような進捗状況を教えていただきたいと思っております。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

まず、いろいろ担当の課長がおりますので、それぞれ状況は説明するというふうに思います。

私のほうの関係、まず、総務課の関係で申し上げますと、地域活性化の臨時交付金の関係で申し上げます。番号が21番になりますが、防災体制整備事業、制服の整備状況ですが、これは御承知のように、消防団員の作業服の関係でございます。これも先日、鳥栖・三養基地区の消防総合訓練がございましたけれども、その前に全団員分購入をさせてもらいまして、そのときには全団員着用してきたというふうに思っております。100%の進捗でございます。

以上でございます。

福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、福祉課の関係の4事業、ナンバーでいきますと、22、23、24、25の進捗状況を説明いたします。

22、23につきましては、8月中に既に完了しております。

それから、24、乳幼児医療費の補助事業ということでありまして、この分につきましては、現在の支出額が7,900千円程度あります。この分で2分の1の補助があり、その2分の1についてこの臨時交付金のほうでなっておりますので、約4,000千円程度あります。まだ今後、その分の乳幼児医療の助成が出てきますので、それに随時交付金を充てたいと思っております。

それから、重度障害者等福祉タクシー事業助成ということで444千円あるんですけれども、

この分につきましては、今年度10月1日からのスタートで、今後、9月までに各障害者の方に通知を差し上げまして交付をしていきたいと思っております。

以上です。

建設課長（江崎文男君）

失礼いたします。建設課のほうでございます。20年度上峰町繰越明許費の繰越計算書のほうの御説明を申し上げます。

款の土木費の項の道路橋梁費、町道補修につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、完了いたしております。

町道台帳整備事業につきましては、12月18日完了ということで、今、発注済みでございます。

続きまして、21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金のほうですけれども、番号といたしまして18番、河川用悪水路整備でございます。河川のほうにつきましては、屋形原川のしゅんせつ工事、それと、用悪水路につきましては、井柳地区の用悪水路しゅんせつ工事、どちらとも8月20日に契約結びまして、工事完了が11月30日になっております。

続きまして、19番です。農集排機能強化調査設計ということで、国からの内示が4月1日に来ておりまして、これにつきましては、事業主体としては土改連のほうで進めておるところでございます。それに対する負担金ということで、負担金の支払いについては今年度末ということになります。

以上です。

教育課長（大隈忠義君）

失礼します。学校教育の教育のほうからですけれども、1番目の中学校耐震改修工事、2番目の小学校耐震補強工事というふうなことで、この分につきましては、設計につきましては9月の中で終わっております。今後また本工事にいたしましては、その設計が終わった後というふうに考えております。

3番目の小中学校の地デジ整備事業、この分につきましては、実際、テレビ等、また、配線、電子黒板というふうになっておりまして、テレビと黒板につきましては、今、仕様書というふうなことで仕様書をつくっておるところでございます。また、小学校、中学校の配線工事につきましては、この分につきましては安全・安心な学校づくり交付金ということで交付金がございます、この分の内示がまだあっておりません。内示が来た段階で取りかかっていきたいというふうに思っております。

続きまして、4番目の小中学校の机、いす整備事業というふうなことで、この分につきましても、今、仕様書をつくって、また、学校等への搬入の仕方、その辺も含めまして検討しながら入札に向けて準備をしているところでございます。

5番目の学校パソコン整備事業、この分につきましても、学校等の要望等の中でソフトの

増設等要望が上がっております。そういった中で予算と合わせながらというふうなことで、今、順次、仕様書を作成し、9月の末に入札というふうな形で考えておるところでございます。

それと、6番目の町民センターのテレビ、これにつきましては、学校情報通信技術整備事業の補助金の中で公民館事業というふうなことで含まれておりますので、この分につきましても学校のテレビ等と一緒に入札等を考えていくというふうなことで、今、準備をしております。

以上でございます。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

生涯学習課のほうからは番号といたしまして6番の右のほうに課名ということで書いて振ってありますけれども、真ん中あたりに。町民センターのテレビ等というようなことで、これについては先ほど教育課長が申し上げましたとおり、学校情報関係の文科省の補助金がございますので、それに合わせて一緒に補助金に乗せておりますので、学校教育課と同時にやっていくように進めております。

それから、その下の生涯学習課の町民センター配線につきましては、現在、見積もりをとるような状況で進めております。

それから、番号の7番ですけれども、小学校ナイター照明施設の改修工事費関係ですけれども、これは8月の臨時議会終了後に議員さん方全員に協議していただいて、ある程度方向性をお話をしていただいたと思います。その中で、まず、調査をしようというようなことで、今、調査段階に入って、大体調査も終わって、報告書がきょうでき上がるというような状況でございます。

それから、それに伴って中央公園の照明施設関係がどうするかというふうなことになってくるかと思えます。

それから、9番の健康づくり事業の体協40周年事業につきましては、9月1日付で交付決定を出しております。

以上でございます。

企画課長（北島 徹君）

企画課のほうから御報告を申し上げます。

お手元の資料の番号6の課名企画課というところで、庁舎のテレビ、庁舎配線、それから下のほうに多目的の施設の同じ配線、地デジ関係でございます。これにつきましては見積もり等とるような準備を今現在行っております。

続きまして、15番、上峰町ポータルサイト構築事業でございますが、今現在、業者を選定いたしまして、業者のほうからその内容を提案していただくという方法をとっておりますので、業者のほうからこういった形にしたらどうでしょうかということで提案を今現在してい

ただくことにお願いをしておりますので、それを受けまして、それを審査していただく15名の審査委員につきましては、役場職員の各職場、各層の方々に15名審査員をお願いするということで話をいたしておりますので、それが出次第、審査をして、それから決定をしていくということで考えております。

以上でございます。

住民課長（鶴田直輝君）

失礼します。番号でいきますと、26番の公園遊具整備事業で617千円でございますけれども、公園遊具の整備事業につきましては、住民課のほうで所管しています公園、それから、企画課で所管している公園と、それぞれあるわけでございますけれども、予算の配分上、それらを含めてこのほうで予算をいただいておりますので、ただいま関係各課が管理する遊具につきまして調査を進めておるところでございます。その結果を踏まえまして、めどといたしましては、今月の末ぐらいには業者のほうに発注していきたいということで現在作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

健康増進課長（江口正光君）

失礼します。健康増進課関係の20番、新型インフルエンザ対策事業関係ですけれども、サージカルマスク及び手指消毒関係はもう入っております。残りの大きな金額になりますけれども、婦人防護服、職員が着るやつですけれども、7月に発注しましたけれども、品物が不足しているということで、11月の初めに入る予定になっております。

以上でございます。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

失礼します。私のほうから、まず、平成20年度上峰町繰越明許費繰越計算書の中の6番、農林水産業費農業費の地域活性化生活臨時交付金の中の地下かんがい施設モデル整備事業ということで5,000千円予算計上しておりますけれども、これにつきましては、8月盆前までに土地改良区を通じて補助の募集をいたしまして、現在、補助が決定しまして、あした夜7時から説明会をするようにしております。

それから、次の平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございますけれども、29番、30番になりますけれども、29番のスーパープレミアム商品券につきましては、8月30日に発売をいたしまして、9月8日で完売をしております。

それから、30番の水路補修事業でございますけれども、これにつきましては、稲刈り後に着工したいと思っておりますので、まだ稲が立っておりますので、まだ実際には着工しておりません。稲刈り後、着工していきたいと思っております。

以上でございます。

文化課長（原田大介君）

文化課のほうから2事業について御報告申し上げます。

まず、A3の資料の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の分でございますが、その6番の下から2段目になります。文化課、ふるさと学館の配線ということで上がっております。これにつきましては、今後、早急に契約の準備をしたいと思っております。工期につきましては、その他町民センターと合わせた形で実施していきたいと考えております。

それから、11番の文化財継承事業でございますが、この事業につきましては、各地で行われている行事などについて見直しを行いまして、現在、補助対象事業の候補について、町長の決裁を仰いでいるところでございます。

以上です。

子ども安全課長（川原源弘君）

経済危機対策事業の10番学童整備事業につきましては、現在、事業進行中でございます。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

各課の課長答弁していただきましてありがとうございます。

この中で、この臨時交付金の金額に伴う決定事項は6月に決まって、今現在、もう9月です。3カ月たっています。にもかかわらず、先ほど、中に言われましたとおり、検討中だとか、要するに見積もりをとり中ですとか、結局、決まった金に対してまだ見積もり段階ですという、その辺の3カ月もたっているにもかかわらず、そういうところの部署があるというところが私はちょっと腑に落ちません。その辺の回答を、もしよければ町長のほうでお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

1番松田俊和議員の御質問でございますが、見積もり段階の事業がまだ多数あるということでございますが、基本的に、今、私もこれを聞いておりましたけれども、大きな事業については設計等が必要になってきます。その間の時間が必要でありまして、その設計の段階に入って、その後、工事に着工するというふうになるものと思っております、いましばらくお待ちいただくことをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、町長から答弁をいただきましたけれども、この臨時交付金ですね、96,858千円。この金に対して、この決定されたときは、個人名といいますか、政党の名前言って失礼ですけども、自民党の時代に決定された金額です。それが今現在、時世が変わりまして、民主党さんになりまして、この金が実際おりのか、おりらんかも今現在まだわからない現状なわけです。だけれども、要するにここに30項目決定されているところの段階はもう既に決定しているわけですから、さっと見積書の段階ですとか、検討中ですとかという世代はもう終わって

いますから、ちょっと何か考えが甘いんじゃないかと思えますけれども、その辺の、要するにこの使い道の金額の状況ですね。それと、政党がかわって、どうなるかわからない状態における上峰町としての考えをちょっとお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御懸念の政権交代がなされまして、補正予算、さきの6月で決定しました経済危機対策臨時交付金の執行停止が、今、各報道各社、マスコミをにぎわせておりますが、基本的に私も、特に小学校の耐震補強工事、そういった事業につきましては、子どもの安心・安全の観点から、これは強く実施を要望していきたいと思えますし、もう設計段階に入っておりますので、こういった重要な事業について執行停止をすることはいかがなものかということで、各社、先日も新聞社からアンケート調査が来ました。そこにもお答えしましたが、特に御懸念の事業がございますかというアンケートでございましたんで、この小中学校の耐震化事業、これについては一番懸念をしているというふうにお答えしたところでございます。

今後、16日、あしたですかね、組閣がされると承知しておりますけれども、こういった本当に町のために、子供たちのために必要な事業については強く要請を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、町長から言われまして、1番と2番、要するに30項目ある中のナンバーの1番と2番に対しては、今後、力強く推進していくと、残り28項目は、要するに実際はもう何項目かは完了されておられますけれども、その際に関して、ここにかかってくる96,850千円という金は、要するに政党がかわった状態において、今まで完了された分に関してはどのようなになるか、考えておられるかをちょっとお尋ねいたします。

企画課長（北島 徹君）

財政担当といたしましても、県のほうに問い合わせ等はいたしておりますが、県のほうからも確たる回答は今の時点ではできないというようなことでございました。現時点におきましては、この96,858千円全額いただけるものだというふうにご考えております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

今回で質問を終わりますけれども、この96,858千円に関する項目、30項目ありますけれども、これに伴って完了されているのが15項目あって、あと15項目が残っていると。私としては、あと15項目に関して必ず、絶対にということで、もう決定されている項目ですから、私のお願いとして、県の方針としてはまだ確実でないというふうにご言われましたけれども、私としては、上峰町としてやっぱりこの項目に関してはどうぞ推進していただけるようにお

願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（吉富 隆君）

要望だけで結構ですね。1番松田俊和君の一般質問が終わりました。

引き続き一般質問をいたします。

7番（井上正宣君）

7番井上でございます。通告順に従いまして、2点ほど一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、国際交流についてですが、今回もう3回目でございますから、町長のしっかりした信念をきょうお伺いいたしたいと思っております。

それから、この国際交流につきましては、今後の進め方、悪く言えば、もうやめるのか、どういう進め方をするのか、そこをお伺いいたしたいと。

それから、2番目に、今までの過去の実績は書類で出していただいております。それに伴って、青少年の健全育成、特に中学生あたりについては、行ってよかったと、ほとんどの、町長もお考えのとおり、広い見識とそういった国際的感覚を植えられることができるからということで、6月議会は答弁をいただいております。そういった中での今後の予算の組み立て方ですね。一般財源でいくのか、今回みたいな地域活性化でそういった国の交付金でいくのか、そこら辺の考え方もお伺いをいたしたいと思っております。

それから、2点目でございますが、治山治水。町内の危険箇所につきましては、同僚議員のほうから質問がありましたので、詳しくはもう御質問はいたしません、洪水対策でございますけれども、これについては、上峰町が、中心から山手のほうですが、非常に開発が進んできたということから、要するに鉄砲水の発生が予測される、そういった中での対策はどういうふうに考えておられるのか、そこら辺をお伺いいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

国際交流について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（北島 徹君）

お尋ねの順序といたしましては、町長さんのほうが先になっておりますが、過去の実績等につきまして、私のほうから先に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、国際交流の過去の実績と青少年健全育成についての御質問でございますが、お手元のほうに資料を配付いたしております。まず、これをごらんいただきたいというふうに思います。

平成13年の8月、ソウル市驪州郡での日韓剣道文化交流会に始まりまして、平成16年8月の上峰中学校と大神中学校との姉妹校締結、同年11月の上峰町と驪州郡の友好都市締結、そ

れらを含みまして、毎年欠かさず交流を積み重ね、相互交流は20回を数え、8回の相互訪問事業によりまして、直接的には上峰町、驪州郡の125名の青少年が交流を深めながら、国際感覚を養い、同時に両校生徒のほか多数の青少年が異文化に触れる機会を得ながら、今日に至っておるといふ状況でございます。

次に、交流事業の予算の組み立てということで御質問いただいております。1つの例といたしまして、お手元のほうに平成20年度国際交流費歳出内訳というものを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

平成20年度は驪州郡の陶器祭りへの出席と上峰中学校のほうからの驪州郡訪問事業を行っております。資料の中で青少年訪問事業の視察研修委託料（農協観光）と、それから随行員（教職員負担金）とありますものは、中学生、教職員が本町の旅費規定の対象外であることから、別に計上をしております。内容といたしましては旅費でございます。平成20年度につきましては、全体事業費1,442千円のうち1,211千円が旅費で、85%を占めているところでございます。このように交流事業に必要な経費の大部分は旅費が占めるものと考えております。

さらに、先ほど御説明申し上げました平成20年度上峰町繰越明許費繰越計算書、これをごらんいただきたいと思っておりますが、この中に総務管理費、日韓交流事業といたしまして1,325,040円ということで、21年の4月実施をいたしております。先ほど議員言われましたように、これにつきましては、全額、臨時交付金で対応しておりますので、御報告をいたしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

7番井上正宣議員の御質問でございますが、日韓交流事業、先般、6月議会でもお答えさせていただきましたが、この国際交流事業が、私もその後、ホームページを拝見させていただきました。昭和55年からこの交流が始まっております、これまで29年間ぐらゐの実績があるわけでございますが、国際交流の意義というものも私は大変理解しております。

重ねて申しますが、多角的な価値観を獲得し、学習のモチベーションの向上、偏見や差別に対する、そういったものに対して打ち勝つような信条の醸成というのを主目的に、6月議会でこういった事業の大切さというものを申し述べさせていただきました。しかし、一方で町民の税金を使つての事業推進に批判的なお声も多々ございます。

その中でどういふ判断をするかということでございますが、6月と同じことを答弁させていただきますけれども、国際交流事業については、翌年度の財政の状況を総合的に見ながら判断し、また、青少年交流につきましては、その効果というものを今年度実施いたす予定でありますので、しっかりと見ながら、あわせて当初予算の段階で判断させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長が6月の答弁の中に、来年度以降、前に述べた町民の意見を含めて総合的に判断という答弁をいただいております。その中に、一般単独費用での訪韓が問題であるということと言われております。なら、一般単独費用ではなくて、ほかの費用で行くということは頭に描かれていなかったのかですね。それがまず第1点。

それから、青少年交流については、今年度11月に向こうのほうから青少年、お見えになるかどうか分かりませんが、その状況を見て、PTA、学校関係者、それから教育委員会、三者を踏まえて、翌年度以降考えますという答弁をいただいておりますが、この上峰町の中に国際交流委員会というのがありますが、頭にはなかったでしょうか。

その2点、御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問2点ございますが、6月議会では一般単独費用を用いての国際交流事業の実現は難しいというふうな答弁をしたということでございます。私はそう限定的にとらえているわけではございませんで、国も県も基礎自治体も本当に大変な税収が落ち込み、財政的な状況が大変厳しい中で、税金を用いての国際交流事業というものが本当に適当なのかというところで、その文脈の中で一般単独費用、特に上峰町においては一般単独費用を用いての国際交流事業は難しいという判断をして答弁させていただいたわけでございます。

また、2点目の国際交流委員会というものの存在を議員からこうして教えていただきましたので、そこも含めて議論させていただく機会を設けられればというふうに今現在考えております。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長も御支持されたと思いますが、今回、民主党の鳩山、今度は総理が誕生するようになっておりますが、昨日ですか、韓流スター、韓国のスターの方が訪問されて、非常に和やかに会談されておりましたが、鳩山さんの一番外交的に注意をしているのは中国、韓国でございます。御存じだと思いますが、アジア外交に力を入れるということで、総理になられると思います。じきじきにそういう感覚でございますから、学校教育も小学校、中学校無料と、そういった中で、子供たちを非常に大事に育てたいというようなことだと思います。そうすると、こういった国際交流の中で青少年の交流、健全育成に対しては、民主党政府のほうからたくさんそういう助成金というものが出てくるかと思っております。そういった中で、町長は出番じゃないかと思っておりますし、そういう先見の目をどういうふうにお持ちなのか、お答えをまたいただきたいと思っております。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員のお話でございますが、あす組閣がされるというふうに聞いております鳩山内閣でございますが、友愛というものを理念に、この東アジアにおいて友愛外交を展開するというところでございます。中国、韓国とのきずなを深めていくということは大変素晴らしいものだと思いますが、その側面に戦略的な互惠関係といいますか、経済的な繁栄をもとにした友愛外交であろうと思います。何事も先立つものがない中で交流事業を深めたりすることは難しいわけございまして、当町といたしましても、そうした国政の中で国際交流事業を深める補助金等あれば、もちろん求めていくわけでございます。ただ、国も財政難の中、非常に厳しい経済状況を迎えて、大変な税収の落ち込みであることは周知の事実ございまして、そうしたものは今後注目して国政のほうを見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長の答弁を聞いていると、どうも積極的なところが非常に欠けているように思うんですが、自分みずからやっぱり内閣でも切り込んでいって、こういうものは、うちはこういうふうに行っているんだから、こういう方向で賛同いただきたいという働きかけも非常に私は大事じゃないかと思えます。それと同時に、一般的に驪州郡との交流については、昨年度、国際交流費の歳出の中で、町長、議長、企画課長と総務副課長は公費で行っておりますが、議員については全部自費で参加しております。そういったことも踏まえて、今後、そういう友好提携で行くというふうになれば、議員は全部自費でいいと思うんです。町長だけ公費で行けばいいんですよ。そういう形もいろんな方法をとらなければいけないと、さっきから言っているんですから、その方法論です。

だから、今も言っているように、鳩山さんがアジア外交を重視すると、そういった中で、また、小学校、中学校の子供たちの授業料を免除するというように力を入れていただければ、子供たちのそういう国際交流に対しては多大な御理解をいただくものと、私はそう思います。私なら、行ってお願いをして、交付金をもらってくる、そういう気持ちでおりますが、町長はそういう切り込み的な、何と申しますか、積極的に行ってお金をもらってくる、そういう予定はございませんか。

町長（武廣勇平君）

7番議員の質問であります。自費でというお話もございました。私も同様に思いますし、税金を使っての国際交流事業はふさわしくないと、繰り返し申し述べているとおりでございます。

もし、国政のほうでそういった補助事業等があるのであれば、そこについてはおっしゃるような態度で獲得をしていくような姿勢であるつもりでございまして、とにかく今現在の上峰町の財政の状況というものを考えながら、今後、粛々と当初予算をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長、何度も申しますけれども、自分で積極的に行って、向こうの出方を待つんじゃなくて、自分から攻めて行って、いろんな交付金をいただいてくるという気持ちはございませんか、再度お伺いいたします。

町長（武廣勇平君）

7番議員の御質問でございます。攻めて行って、要求していくということでしょうか、ほかにさまざまな耐震化の問題、こういったことも含めて、耐震化の実現、補強工事の実現、執行停止をされている事業が、これだけ96,000千円、その対象になるかどうか、私、そっちのほうが大きな問題であると思っております、あわせて国際交流事業についても、その意義ということをしっかりとお伝えしていきたいというふうに思います。

以上です。

7番（井上正宣君）

とにかくもう中身については町長も御理解はいただいているものと思いますが、ただ、財政的に逼迫しているから云々ということだろうと思います。ですから、そういったところは私もさっきから申しているように、方法論、どういった方法で交流を続けるのか、それからまた、極端に言えば、やめるのか、そういう判断をどういうふうな方向でやるのかというのが今回の質問の趣旨でございますので、やめるのか、それとも、財源的にほかの方法でやって、それができるなら継続をするということなのか、そこら辺の御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

当初予算をつくる段階までお待ちいただいて、その段階においてしっかり判断させていただきたいと思っておりますので、どうか御容赦いただきたく思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

では、先に進みます。治山治水について、執行部の答弁を求めます。

総務課長（江頭典雄君）

2番目の治山治水の関係で、町内の危険箇所という御質問にお答えしたいと思います。これさきの2番議員の質問と重複するかもわかりませんが、御了承願いたいと思います。

毎年、梅雨前には消防団、あるいは警察、土木事務所等関係機関集まりまして、町内の危険箇所のパトロールをいたしております。ことしも6月に実施をいたしましたけれども、これは主に切通川の関係で下津毛、井手口地区を現地点検しまして、また、北部では、鳥越地区、屋形原地区と、それから、谷渡のため池、傾斜地を十分調査いたしまして、いろいろ点検をして意見を交わしたところでございます。また、切通川も井柳川も改修は進みまして、非常に危険度は緩んできました。また、佐賀導水に係る排水ポンプの運転もされますので、

非常に水量の調整ができて、そういう洪水の危険性というのは大変緩んできたというふうに思っております。

しかし、雨の降り方、若干変わりました、非常に災害の形態も変わってきておりますので、特に急傾斜地の災害等については十分これから、以前以上に注意を払わなければいけないというふうに思っています。

それからまた、先ほどお答えしましたように、そういう浸水想定に基づきますハザードマップ、これも準備をしております、近々、できるだけ早く各家庭に配布するように準備をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど御指導いただきましたように、各地区の掲示板にも掲示をするように準備をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

建設課長（江崎文男君）

井上議員様からの御質問に建設課江崎としてお答えいたします。

まず、治山治水関係なんですけれども、治山治水ということで、治山につきましては、国民生活の安全や効率的な国土利用を図るために、山地などの崩壊を防止し、土砂の流出を抑制することをいい、はげ山とか、荒廃地を復旧させるため、山地や海岸などの保安林内で行う保安施設整備事業の総称であります。

また、治水と申しますのは、目的としては、水利用を実現するため、洪水、高潮などの水害や地すべり、土石流、急傾斜地崩壊などの土砂災害から人間、生命、財産、生活を防御するために行う事業を指して、一般的に治水事業ということになっております。

本町の治水事業といたしましては、鎮西山の五万ヶ池下流と耕地整理のため池の上流に土砂流出防止及び下流の洪水対策を目的としました砂防ダムが2カ所あります。これにつきましては目的を達しておるところでございます。しかしながら、ことしの7月24日から27日の集中豪雨により、この鳥越地区については最大時間雨量44ミリという雨が降り、鳥越川上流で小規模な土石流が発生し、家屋の中への浸水を防ぐために土のう積みをしたところがございます。原因といたしましては、川底の土砂等の堆積による通水断面の小さくなっていたのが1つの原因だと思っております。今般のゲリラ豪雨等によるこのような水害を防御するため、日ごろからパトロール等を行い、地区と情報交換をし、未然に防いでいきたいと思っております。

しかしながら、今般のこのゲリラ豪雨につきましては、北部山地等だけでなく、南部についてもいろいろと被害が出ている模様でございます。特にここ数年、先ほど議員様から言われたとおり、鉄砲水の関係なんですけれども、ここ数年、中学校体育館の南一帯について冠水状態が激しく、ことしは体育館の西側水路から越水による東側の分譲宅地への冠水の侵入ということで、そこについても土のう積みを行ったところがございます。

原因といたしましては、上流の外記のため池周辺の開発に伴ったところのため池の流入量の増加といったような理由ではないかと思っておるところでございます。

一応状況といたしまして答弁申し上げます。

7番（井上正宣君）

町内の危険箇所につきましては、2番議員のところではいろいろと説明をいただきましたが、要するに中山間地、山手のほうになりますと、土砂流出、そういったがけ崩れ等が発生する危険性は多々あると思いますが、事前にそういった危険箇所を、町の財源の中から出して、補修、もしくはそういう危険をなくするのがいいのか、災害が起きてから、災害復旧費でやったほうが予算が少なくて済むというお考えなのか、そこをまず、どちらを考えられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

建設課長（江崎文男君）

ただいまの井上議員の質疑についてお答えいたします。

先ほども申し上げております今般のゲリラ豪雨等につきまして、局地的に大きな豪雨等が来ている模様、近年、そういうふうな状況であります。町全体の水路等を見ますと、基本的には上峰町の場合は圃場整備が100%できております。それと、農村総合整備事業、その前においてはモデル事業といったような形で水路等の整備もほぼ8割以上ができています。しかしながら、住宅地においては、先ほど私も答弁いたしましたところ、53年、要するに都市計画を引く前の団地造成等多々あるということで、排水がなかなかかかないというような状況でございます。しかしながら、この排水そのものを解決するために、事前にそのような防御という形になりますと、住宅地あたりにつきましては、建設課として試算いたしましたところ、約1億円近くの排水整備の事業費が要るかと思えます。また、南部の農地あたりにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、圃場整備、モデル事業、農村総合整備事業の中で水路的なものの整備がなされております。それを今の雨水に合わせてまた水路の拡大をするのかといいますと、また、多大な大きな事業費がかかるかと思えます。

そういった意味で、先ほど私が申し上げました、今一番懸念されているところが中学校の南の地区の冠水状態でございます。その状況を見ますと、先ほど言いましたとおり、上流の外記のため池の周辺の開発等の原因が多々あるかと思えます。その地区についてはその外記のため池を調整池的なもので考えてみたらとは思っております。ただ、そうなりますと、また、地区との協議等が出てくるかと思えますけれども、何らかの形でその地区、地区によって調整池的なものをつくるというような考え方をしていけないと、今、水路の分を全部断面的に大きくするということになりますと、多大な事業費がかかりますので、そのような形なるべく調整池的な考え方もできるのではないかとは思っております。

以上です。

7番（井上正宣君）

先般来、大雨が降ったときに、まだまだ大事に至らずに済んだんですが、あのときに、さつき課長が申しましたとおり、中学校の東側一帯が冠水をしたということですが、大体1時間雨量が100ミリというと10センチですよ。10センチ雨が降るということですから、大体水田が1,000平米のところでは10センチ冠水しても水はあふれ出ないわけですね。調整機能持っているもんですから。そうすると、10センチでたまれば、大体100トンぐらいの水がたまるわけですね。1立米1トンと計算しますから。ですと、1,000平米で大体100トンあたりの水が出る。そうすると、さつき言われたように、その上流の、例えばパチンコ店、それから、今度できたトライアル、サティのほうは地下駐車場のほうに調整池を持っているもんですから、幾らか大丈夫だと思うんですが、1時間に100ミリ近い雨が2時間か、3時間降ったときにはどういう形になるかという、その想定ですね、大丈夫なのか。どういうことかと申しますと、あふれ出る水が一気に押し寄せてきたときに、それだけの水量、それができるのか。できなければ、冠水するわけですから、そういった大体の限度の目標というのは、安全計数どのあたりにとっておられるのか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

建設課長（江崎文男君）

御答弁申し上げます。

先ほどからの外記のため池の関係になりますけれども、まず、外記のため池につきましては、平成7年度にため池等の整備事業ということで老朽ため池事業をしております。この計画によりますと、西側の用水ばき、幅3.5メートルあるんですけれども、その側面から約70センチ上まで貯水されるような設計になされております。これに対しまして、下流の中学校周辺の水路断面を見ますと、幅が約1.2メートル、高さが1メートルということで、単純に断面的にいても、ため池の用水ばきで水深が40センチでも上がると、下流での水路は越水するという形になるかと思います。実際そういう状態がここ数年起きておりまして、先ほど言いましたとおり、中学校の体育館の南につきましては、田んぼを越えて東の分譲地へ冠水しているような状態でございます。

このような状態を見ますと、雨期のときにため池の、逆に先に雨期の時点でため池の水位を幾らかでも落とすことができれば、また、私が先ほど言いましたとおり、その外記のため池を調整池的に使ってもらうことで、下流に行く時間が幾らかでも遅くなってくるんじゃないかというような考え方をしております。

数字的に申し上げますと、ため池の事業、それと下流の水路事業等においては、設計的なものが全然違いまして、ため池につきましては200分の1の確率、要するに200年に1回洪水があっても大丈夫のような設計になっております。それに対しまして、下流の水路については重要性が少ないということで、10分の1の確率、要するに10年に1回は災害が来ても大丈夫ですよ。片や200分の1、片や10分の1で、そのところの設計の考え方も全然違いますので、一概にため池からの水を一遍に受けるといことになりまして、先ほど議員さんから

もおっしゃったとおり、越水して洪水になるのは必然かと思えます。

そこで、先ほど言いましたとおり、その外記のため池について、調整池的なものをして、雨期のときには事前に水位を下げておくというような対処方法ができないかと考えているところでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

今、課長のほうから外記のため池を効果的に使わせていただければというような具体的な案が出ましたけれども、なぜこういうことを言うのかというと、今、上峰中学校の東側一帯が農地から転用されて開発が進むようになってきたわけですね。そうすると、さっきも申しましたように、水田では1時間100ミリ降雨があってもまず調整池としての十分な働きをするんですが、宅地開発になると、全般的にアスファルトないし舗装ですから、もう一気に流れ込んで、その面的なものの降雨量というものは即側溝か、水路に入ってくるわけですから、その時間帯ですね、ゆっくり流れればいいんですが、畦畔もないし、真っすぐ側溝に流れてくるわけですので、まさに開発をさせていいのかというような意見が町民からも出ているわけです。そうすると、何らかの形でそこで洪水を防ぐような対応策がとれないと、開発許可を出すのは非常に難しくなるということですので、このお尋ねをして、もし、外記のため池でそういう調整機能ができれば、それはいいことですが、下流域の橋の下とか、全部狭くなっているわけですね。そうすると、その中で面的なもので降雨量が一気に押し寄せてきた場合に、それがはけるのかどうか。

それと、もう1つは、町長、アオというのを御存じですか。アオ、赤の反対じゃないです、アオです。有明海のほうから潮が満ちてくる分ですが、これは色がついておりません。ですから、どこまでがアオなのか、どこまでが上流からの水なのかというのがわからないわけですが、これはもう干満の差がちゃんとありますから、さっき申しましたように、1時間に100ミリの雨が降ると、降った後、下流域が満潮になってくると、下から上がってくるんです、水が。そうすると、水がはけないわけですね。そうした場合にどこで調整するのかという問題が今度また出てくるんです。水田ではそういう2時間ぐらいの降雨では水田のほうでもちますけれども、それ以上のことになると、はけないもんですから、下から上がってくる、上からはおりてくる、中間では必ず冠水するという状況が生まれる。そういった中で、水路の整備ももちろんやって、しゅんせつもしていただいていたほうが調整機能というのが発揮されるんだろうと、そういうふうに私も思いますし、今、懸念される場所は、切通川、もちろん九丁分の上の舞郷地区まで進んできているわけですが、ちょうど上流から来ると、あの曲がり角ですね、あそこがいつもオーバーフローをするというような危険箇所でもありますし、そういったところはいち早く整備をしていただくという形で陳情もしていただきたいなと思っておりますし、何か1回大きな災害があった後に災害復旧でやるというのも

1つの手かもわかりませんが、それによって災害を受けられた方たちが非常に迷惑なことから、できれば、そういう事前に察知して、予算がかからないような方向で、できればそういう方向をとっていただきたいし、もちろん、ここは災害で1億円も2億円も被害を受けるようであれば、そこに50,000千円を投資して、やっぱりそこで早目に手を打つとか、そういった考え方も持っていただきたいなと思っております。

それで、先般、大雨が降ったときに、あちこち冠水があるところもありましたが、全体的に町長、町内見て回られましたか。それで、大体の危険箇所おわかりだと思いますが、とにかく早目に手を打って、今回はまだよかったかもわかりません。これが2時間も3時間も時間降雨量が多くなれば、必ずどこかに災害が出ると、ましてや、今言いましたように、中学校東側ここはもう必ずと言っていいほど、下流域の状態を見ると、あそこでとまって、あそこであふれるというのはもう目に見えておりますから、そこら辺の対応策を早目にやっていただきたいなと思っております。御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の答弁をということですが、このハザードマップも48時間、雨量が521ミリに達したと想定して作成しておりますが、私も7月の大雨のときに町内数カ所見回ってまいりました。基本的にこの降雨状況というのはどの自治体も想定していないものだと思います。その中で、雨が大雨になるからインフラをすべて変えてしまうというようなことはどの自治体も難しい状況であり、だからこそ、創意工夫、外記のため池を調整池にするというアイデアもありますけれども、そういった創意工夫の中で対応し、要所要所でどうしてもインフラで対応できないところがありましたら、そこについては工事等を考えていかなければいけないという視点で今考えておるところでございます。

今後とも雨の状況というものを注目しながら、危険箇所について担当としっかり協議していきたいと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

8番議員さん、どこかぐあいでも悪いんですか。休憩でもされたらどうでしょうかね。長く席をあけられておるようですので。そうしていただければと思いますが。（発言する者あり）いいですか。

7番（井上正宣君）

町長も町内見られて御存じだと、頭の中に描いておいていただきたいんですが、1つは、昭和28年ですが、大水害のとき、まだ、御出生じゃなかったかと思いますが、あのときは筑後川の堤防、切通川の堤防、ほとんどあの辺一帯が総決壊をいたしております。私の家のところも床上30センチぐらいは来て、漁船が通るぐらいの水量でしたけれども、そういったことはその後、先人たちがいるんな形で堤防復旧をされて、そして、今少なくなっている

とは思いますが、さっき申しました中津隈の上流ですね、切通川、こちら辺は早目に着工していただくように陳情を重ねていただきたいなと、そういう気持ちであります。

それから、こっちの、さっき言いました中学校東側の件については、開発が進んできている中で、開発をとめたほうがいいのか、開発を進めたほうがいいのか、片方では税金を上げるためにぜひお願いしますという方向と、片方ではそういった災害が起きるから余り好ましくないというような方向づけをするのかですね。その辺が1つ気がかりなんですけど、最後に、町長どういうふうなお考えなのか。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問で、下津毛の体育館の周辺の開発が行われているということでございますが、私も事情をよく存じ上げておりませんが、一般論として、この雨のせいで経済活動まで損なわれることはどうかというふうに考えます。雨の問題、降雨の問題については、さっき言ったような工夫をしながら、また、インフラ等を整備しながら対応すべき問題であると思いますし、一般論としてですが、そのように考えておるところでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

最後と言いましたけれども、さっきの税金を上げる方向のほうで進めたほうがいいのか、そういった災害が起きるからということをとめるのか、その災害を事前に防ぐ工夫をするのか、さっき工夫を考えていると言われておりましたが、それじゃ、開発を進めて税金を上げるという方向で受け取ってよろしいですかね。開発が進めば、税金が入ってくるわけですから。おわかりですか。もう一回答弁。

町長（武廣勇平君）

その下津毛の事情をよく吟味しながら、後日、お答えさせていただくことで御容赦ください。

議長（吉富 隆君）

7番井上正宣君の一般質問が終わりました。

区切りのよいところで、お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時30分まで休憩をいたします。休憩。

午後2時16分 休憩

午後2時28分 再開

議長（吉富 隆君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

9番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、ただいまより一般質問をいたします。

1つ、教育委員、教育長の選任についてということ質問していきたいと思ひます。

その中で、要旨といたしまして、1つ、教育長不在の経過状況と今後の対応についてということで上げておりますけれども、この件につきましては、皆さん御存じのとおり、八谷教育長が4月30日付で辞職をされております。現在は教育長不在というふうになっておりますけれども、教育上の問題から一日でも早く解消すべきことは言うまでもありません。不在後の対応について、どのように考え、今後、対応されていかれるか、回答を求めていきたいと思ひます。この件につきましては経過状況等につきましては、教育次長のほうからよろしくお願ひいたします。それと、今後の対応につきましては、武廣町長のほうによろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目に、教育長の選任について、教育委員の協議会の中で審議されていると聞き及んでおりますけれども、委員会の報告内容について、この教育委員会につきましては教育長不在ということで、教育次長に対してどのように報告をされておるか、今後、教育長の選任について、教育委員会においてどのように対応されていかれるか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。この点は次長のほうから答弁をお願ひしたいと思ひます。

それから、武廣町長のほうには教育長選任について、どのように今後考えていかれるか、その辺をお尋ねしていきたいと思ひます。

2点目として、入札の現状と今後の取り組みについてお尋ねしたいと思ひます。実は、この件を一応一般質問として取り上げたことにつきましては、平成21年7月17日、筑後川合同期成会、合同会議の折、関係町の議員のほうから維持管理について疑問視されたことを私たちに伝えられました。そういうことで、今回、入札のあり方について、この分をやはり明確にしていかなければいけないということで、取り上げることにいたしました。

第1点として、指名願申請から手続等の手順について、現在どのような状況になっているか、説明を求めたいと思ひます。

2番目、指名委員会の現状。指名委員会は行政としてどのように現在進められているか。この件につきましては、以前は副町長がおりましたので、副町長をトップとして指名委員会が開催されておりましたけれども、現在、不在のために、どのような委員会構成になっているか、その辺についてお尋ねしていきたいと思ひます。

3番目、広域圏組合、維持管理協議会の現状についてお尋ねしていきたいと思ひます。この件については、広域圏につきましては簡単で結構ですから、現状、どのように進めておられるか、関係課の担当の課長さんのほうにお尋ねしていきたいと思ひます。この維持管理協議会につきましては、主体的に先ほど述べましたとおり、東部緩衝緑地に関することが言

われておりましたので、その辺についての現状の説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

教育委員、教育長の選任等について、執行部の答弁を求めます。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

私のほうから、1番の教育委員、教育長の選任等についての、ですけれども、番の教育長不在後の経過状況と今後の対応についてと、2番目の教育長の選任について、教育委員の協議の中で審議されていると思いますが、委員会の報告内容、今後の対応について、関連ですので、1番、2番あわせて答弁させていただきたいと思います。

今、9番岡議員さんのほうから言われましたように、前八谷教育長が一身上の都合により、4月30日をもって退職願が出され、それに基づいて5月7日に臨時の教育委員会を開催いたしまして、教育長の不在に伴う教育委員会事務局組織の規則の一部を改正する規則というようなことで、職務代理者を設置してきたわけでございます。その教育長の職務代理というようなことで、私が5月1日付で仰せつかって、今現在に至っておりますところでございます。

そして、教育長の不在な部分については、私、職務代理者として、すべてほとんど出席させていただいております。5月7日の段階では、教育長の選任については、3名の委員さん方は欠員となっている教育委員の補充を町長に依頼するというので、5月7日は審議されております。そして、御存じのように6月の第2回の定例議会におきまして、教育委員選任同意が可決されなかった旨を6月22日の第2回臨時教育委員会において私のほうから教育委員さんに説明をし、教育委員さん3名で今度は早々に教育委員の選任について町長のほうに相談をされております。そして、7月27日の定例教育委員会において、教育長の選任について審議をされ、結果につきましては、委員長のほうから事務局の私のほうに報告があり、委員会としては5人の定数で教育長を選任したいというようなことを言われております。これが7月の時点でございます。そして、8月24日の第3回目の臨時教育委員会を開きまして、再び教育長の選任について審議をさせていただいております。内容につきましては、9月の第3回定例議会終了後に教育長を選任したい旨を委員長のほうから私のほうに報告がっております。事務局としては、今まで教育長の選任につきましては、早々に決定していただくよう、教育委員さん方に申し上げたところでございます。

以上が経過報告ですけれども、今後の対応といたしましては、この議会終了後も教育長の選任につきましては、早々に選任していただくよう、強く要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございますが、教育長不在後の経過状況については、今、担当の教

育次長のほうからお伝えさせていただいたとおりでございます。この間、また話が重複するかもしれませんが、教育委員会のほうから6月22日だったと思いますけれども、私のほうに相談をされた際におきまして、早々に私も現状の3名の方々の中から教育長を設置していただきたいという旨のお話をさせていただいたことを補足させていただきたいと思います。

以上です。

9番（岡 光廣君）

経過につきましては、ただいま次長のほうから報告がありまして、よく理解をすることができました。この教育長の人事の件につきましては、皆さん方、御存じのとおり、先ほど流れの中で教育長選任については、要するに5名の委員さんがそろった時点で、基本的には選出していきたいというような教育委員さんのことがあったということでありまして、やはり6月定例会におきましては、実は否決という形で今日まで進んでおるわけです。そこで、教育委員会のほうでは、私たちも内容的に次長のほうから報告があって初めてわかったわけですが、私たちの気持ちとしては、次長もよく御存じのとおり、普通の町村の教育委員会については、地方自治法の中でもうたっておりますけれども、今現在、うちの場合は5名という形をとっておりますけれども、期間的にできるだけ一日でも早くこの問題を解決していかねばいけないという点があるわけですが、そういった点で、先ほど町長の御答弁の中で、6月22日に御相談があったということで、今、回答がありましたけれども、私たちとしては、今の現状、置かれている立場から見ますと、やはり現在は最小限度の人員の3名の委員さんがおられるということで、その中で一日でも早く選出していただくということを実は希望するわけでございます。

そういうことで、この件についてはそういう状況でやっていただきたいというふうに思うわけです。特に今回、私がこの件について一番、要するに皆さん方御存じのとおり、やはり新聞紙上でもいろんなことが今現在、実は書かれ、報道されてきております。というのは、今9月定例会において、教育委員さんの件が上程されておりますので、この上程に至った状況ですか、議員の皆さんにもその辺についての理解を求めてやっていくというふうなことも言われておりますけれども、初めて内容的なことは新聞紙上で知ったわけですが、その辺についての町長のお気持ちを、上程されていった過程についてのお気持ちもちょっと触れていただければ幸いですので、よろしく願い申し上げます。

町長（武廣勇平君）

9番岡光廣議員の 私が教育委員の方を上程させていただいた気持ちということでございますが、さきの6月に上程させていただいた方を、さらに上程させていただいたわけでございますが、そのときの議会とのお話の中で、さまざまな意見が出たわけでございます。私の後援会の事務局長をされている方がいらっしゃるということがしがらみになるんじゃないかというようなお話もされたわけでございます。後援会事務局長については、4月だったと

思いますけれども、もう既に辞職されておられまして、それから6カ月たったわけでございます。そして、先般の6月の議会では説明のほうを十分にさせていただく機会がなかったわけでございますので、改めて議会の先生方は教育委員の方々の表情というものを理解されておられないと思いましたので、改めて説明をさせていただきたく思ひまして、今議会に諮らせていただいているわけでございます。

1人の矢動丸壽之先生については、佐賀大学を卒業された後、県立の神埼高校にも赴任され、みやき高校、致遠館の設立準備委員会にも赴任されて、白石高校の教頭になられて、佐賀商業の二部の校長、その後、唐津の県立養護学校の校長をして、神埼高校の校長をされて、退任されたと聞いております。致遠館の設立準備委員会の際には、委員として県の教育委員会の職員でありまして、県行政、教育行政にも精通され、高校教育にもたけているということで、また養護学校にも管理者として勤務された立場から、弱者の立場に立たされている人の気持ちもわかられ、あらゆるフィールドで教育現場を体験された適格者だと思ひ、そうした人材がこの上峰にも必要だという思いで上程させていただいておるわけでございます。

もう一方の中山礼子さんにつきましては、一般の主婦ということでございます。一般の主婦の感覚を入れる必要があると。しかも子育てをされている方の感覚、子供を教育している主婦として適任だと私がその件判断しまして、広いところから人材を求めていくべきだという視点で選ばせていただきました。教育熱心で子供さんたちももう大きくなられて、子離れをしているということでございますから、上程させていただいた次第でございます。

一刻も早く、教育長不在という現状の中で、これを何としても、教育委員を2名欠員ということでございますので、早急に対応していく必要があると思ひ、上程させていただいた次第です。

以上です。

9番(岡 光廣君)

先ほど2人の方につきまして御説明がありましたけれども、先ほどの上程の中で、実は説明はされなかったわけですね。内容的なことは説明していただくものと期待しておりました。その後、上程案を読み上げるだけで、一応、その時点で終わったわけですがけれども、その後、新聞各社が報道されたわけですね。その辺について、内容的に説明をしていただくというふうに非常に私も期待をしておりました。やはり、武廣町長は常日ごろ、できるだけ融和をもって議会とも対応していくという中において、議会に対しても内容的に何も具体的なことを余り触れられないということが、自分個人としてもちょっと気がかかっていた点があったわけでございます。

そういうことで、今回につきましては再度の提案という形になりますけれども、内容的には私もいろいろと触れたくはありません。ただ、今回の人事案件について、ここまで行く過程におきまして、私は初めてこの教育問題について自治法関係を勉強させていただきました

けれども、そういう法の中において、町長選挙前からの流れもあるわけですが、その中において、その後、再提案されたことについて、私たち個人としては、その両方を照らし合わせた状態で提出された点を非常に疑問に思っております。

そういうことでありますので、私の趣旨としては、今回の定例会後の委員会構成の中で、委員長さんは現在おられますけれども、いかに早急に教育長さんをつくっていただくかということを中心として、今回私は質問しておりますので、その辺について少しお伺いをしたいと思います。

1つとして、現在、委員長さんは委員の中から選ばれておられるわけですが、現在3名の中に委員長さんだけしかおられないという形になりますので、3名の中で選出されるということになれば、それなりの対策を、それなりの措置をとってから教育長の選任という形になると思いますが、その辺についてどのような運びになるか、次長のほうからよろしくお願ひしたいと思いますけれども。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

現在、上程中ですので、3名というようなことは私は考えておらず、5名で当然なるというようなことで、想定はしておりませんが、万が一に、今までもお願いしていましたが、法令上は定数は5人いらっしゃるわけですね、御存じのとおり。3名でも法令上はいいということになりますので、もし、例えば委員長さんが候補に上がったということであれば、まず教育委員長を辞退していただいという形になってくる。そして、委員、委員長を選任して、教育長という形になるかなと。5人の場合も3人の場合も4人の場合も選出というようなことでやっていくんじゃないかなというふうに思っています。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

教育長の選任について次長のほうから御答弁がありましたけれども、はっきりと言えないのは当然わかっております。

そういうことで、一応最終的には9月の定例会後、どのように進展していくかということが一番の課題であるというふうに思いますが、その中で1つ、委員長の任期が1年という形になっておられるわけですが、現在、次長のほうでわかっているならば、委員が任期が1年ということで、要するに、1年、1年ということで再任はできるということになっておりますけれども、どのような形で進められているか、わかる範囲で結構ですから、お答えを願えればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

地方教育行政の必携の中に、おっしゃるとおり教育委員長は1年という形で決まっております。その中で、毎月、定例会を月末にやっておりますけれども、委員長の任期が10月13日までになっているわけですが、その前に教育委員長を選任するという形ですので、通常で

あれば9月の定例教育委員会で決まっていくというふうに思っております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

町長のほうにちょっと御質問をしたいと思います。この教育委員の人選については非常に悩まれたことだと私も感じております。現在、ここに至るまでに、私たちの希望としては幅広い有識者の御意見を聞きながら進められてきたというふうに思いますけれども、その辺の過程について何かありましたら、努力されてきたというふうに思いますので、その辺に至るまでのお気持ちをまずお知らせをお願いできればというふうに思っているんですけど、よろしく願いいたします。

町長（武廣勇平君）

9番岡光廣議員の御質問でございますが、この人選に至るまでどういう行動をとってきたかということですが、人選につきましては、私が広く まだ若い人間でして、上峰でそんなに交流が深いとは言えませんが、私の狭い交流関係の中で、適格者だと思われる方を推薦させていただきました。その後、その過程の中でいろんな方に教育委員について何人が当たったことも経緯としてはございます。その中で、6月前でしたけれども、このお二方が本当に教育委員として適格者だと判断して、議会にこうして上程させていただいたわけでございます。いろんな町民の意見を聞いたとか、そういったことは職員の中で適格者が要るかどうか聞いたことはございますが、それ以外には一切ございません。

9番（岡 光廣君）

それでは、今回のこの件につきましては、一応最後の質問という形をとりたいと思います。

実は、武廣町長さんは非常にしがらみという言葉について、私は強い印象を受けております。というのは、やはり、しがらみのないまちづくり、これはだれしも希望することであります。そして、クリーンなまちづくりを目指して町民の皆様から支持を受け、現在、町運営をやっていただいております。特に、6月定例会後、9月までその期間を見ても、町長の職務に対して、今までの印象として、しがらみが一段と深くなってきているんじゃないかというような気持ちが非常に私の胸の中に伝わってきております。

そういうことで、若くて非常に優秀な町長でありますので、こういう点をできれば払拭していただいて、自分の考えで前向きに進んでほしいという点もありますので、こういう点を多少私は上げたわけですが、今後、いいことはどんどん我々も協力していきますけれども、やはり悪いことは悪いということで是々非々の精神は今後とも持ち続けて、議会活動に努めてまいります。

そういうことで、そういうふうな印象、最近特に、この人事につきましては、最後の最後まで町長は決断をされませんでした。議案発送する直前に議会事務局のほうにゴーサインを出されております。そういう経過もありますので、非常に町長自身も悩まれてここまで人選

をされてきているということは、ひしひしとわかっておりますので、やはり今後いろんな面においてもそういうふうなしがらみをできるだけつくってほしくないという気持ちをここに述べて、この質問については締めくくっていきたいというふうに思っております。

そういうことで、先ほど申し上げました自治法におきますと教育委員は最低3名以上あればいいという形があるわけですので、今後、町長も組織機構改革云々を9月から2月までに立ち上げて、平成22年度の予算に生かしていきたいということを強く言われておりますので、当分の間、こういうふうな組織関係の見直しということも真剣に考えていってほしいということを希望いたしまして、この項につきましては質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

では、先に進みます。

入札の現状と今後の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

建設課長（江崎文男君）

私のほうからは岡光廣議員の入札の現状と今後の取り組みということの指名願申請から手続等の手順について現状はということでお答えいたします。

お手元の資料をお願いしたいと思います。平成21年9月定例議会一般質問資料ということで、2枚あるかと思えますけれども、それに従って御説明をしていきたいと思っております。

まず、上峰町の入札参加資格の申請ということですが、これにつきましては上峰町建設工事等入札参加資格の審査に関する規則ということに準じて行っているところでございます。上のほうからですが、申請ということで別紙にあります平成21年、22年度用の入札参加資格審査申請書一覧表というものがありませんけれども、これについてはホームページのほうに載せているところでございます。この分を見ながら業者さんのほうからうちのほうに2年に1回申請するというようになっております。

まず、受け付けということで、先ほど言いました2年ごとに集中受け付け期間、2月初旬より3月末までということで設定して受け付けをしております。また、随時受け付けということで、4月以降につきましては、持参されたものだけに限り、随時受け付けをいたしております。審査ですが、提出書類がそろっているかの確認を行いますということで、別紙の審査申請書類一覧表に基づき、うちのほうで書類の不備がないものか、審査をしているところでございます。

登録ということで、上記申請書類に不備などなければ、受け付け名簿への登録を行いますということで、受け付け名簿一覧表に載せて管理をしているところでございます。また、参考といたしまして、先ほど申し上げました申請から登録までにつきましては、審査に関する規則の第2条の第1項、または第4項に従って行っているところでございます。近年の受け付け登録件数といたしましては、そこに参考につけておりますけれども、平成17年、18年度

は1,071件、平成19年、20年度につきましては989件、今回の平成21年、22年度につきましては900件の申請がされているところでございます。

続きまして、指名委員会の現状について御質問にお答えいたします。当委員会は上峰町建設工事等入札者指名審査委員会要綱に基づきまして、町費をもって行う建設工事等に係る設計金額が5,000千円、設計業務については1,000千円以上の建設業者等の指名の推薦を行うものであります。

委員会の組織につきましては、現在、副町長不在のため総務課長、企画課長、建設課長、産業商工課長の構成になっております。また、同じく第5条の中の運営というところで、委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。2項、委員長に事故があるとき、また委員長が欠けたとき、総務課長がその職務を代理するというようになっております。

以上です。

企画課長（北島 徹君）

私のほうからは、広域圏組合、維持管理協議会の現状はというお尋ねでございますので、その部分について岡議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会のほうの事務局を20年度、21年度、上峰町のほうで仰せつかっておりますけれども、その件に関して御報告を申し上げたいと思っております。

この協議会におきましては、管理事業の委託に伴う指名競争入札参加業者の推薦ということで、従前より入札会に先立ちまして、参加させる業者につきまして吉野ヶ里町から2業者、上峰町から1業者、それぞれの町から推薦をいただくということになっております。

今年度は、その推薦書を6月29日に受け取りをいたしましたので、維持管理事業7件、補修等工事1件の合わせまして8件の業務を発注するために、7月7日に現場説明会、7月13日に入札会を開催いたしております。その結果をもちまして、7月17日から来年3月15日までの契約期間の委託契約を既に締結いたしております。

以上のような状況でございます。終わります。

町長（武廣勇平君）

9番岡光廣議員の冒頭の総括質問の中で町長答弁ということございまして、お答えさせていただきます。

入札の現状と今後の取り組みについて、指名願申請から手続等の手順について現状はということでございます。

課長の答弁と重複するかもしれませんが、入札参加資格審査、いわゆる指名願ということでございますが、の受け付けは2年に1度と定期となっておりますが、持参するものに限り期限後も随時受け付けを行っておると。範囲は建築や土木、舗装、造園などの工事業務、そして測量設計等のコンサルタント業務、さらに各種物品の納入まで幅広い業種にわたります。平成21年、22年度も建設課のほうで一括して受け付けいたします。21年度もこれまでと同様

に、特段、書類の不備等がない限り、申請書は受領しておりますが、短期間にかなりの件が提出されますので、詳細にわたる調査確認はこれまでも実施していないようでございます。

また、指名委員会の現状はということでございますが、これも重複するのかもしれませんがけれども、工事等の発注の機会が発生した場合、一定の設計金額以上である所定の業務の場合には、町建設工事等入札者指名審査委員会要綱により同委員会に当該工事の指名業者の推薦を行わせます。資材運搬や樹木剪定、除草、清掃などの業務は審査委員会審議対象となる所定の業務からは外れておるといってでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

具体的に入る前に2点ほど確認をしておきたいと思います。

まず1点につきましてですけれども、指名委員会というものをどのようにとらえておられるか、これを1点ですね。それと、先ほど資料提供の中で、建設課長のほうから提出された資料の中について、ちょっとお聞きしておきたいと。この入札参加資格審査申請書類一覧表ということの裏のほうにつけていただいておりますけれども、この中でこの分については一応ぴしゃとした様式があるというふうに思いますけれども、一部この内容的に上峰町単独でつけ加えた状況、仮に入札参加資格申請書類一覧表について少しは修正できるわけですかね。その辺について、まずお聞きしたいというふうに思っております。

具体的に言いますと、例えば、担当課の人の受け付け期間とありますね。そして、受け付け期間を書いてありますけれども、終了後は4月以降随時受け付け、ただし、持参のみというふうに書いてありますね。それと同時に、資料の一番上につけてもらった入札参加資格の審査等の中に、第2条第1項第4項というような項がありますので、申請書の中で、もし多少変えることができれば、その辺について、ちょっと後、述べていきたいというふうに思いますので、部分的に変えることができるかどうかという確認をまずしていきたいと思います。

建設課長（江崎文男君）

まず、指名委員会のとらえ方ということなんですけれども、先ほど述べましたとおり、あくまでも指名委員会というのは、工事としては5,000千円以上、設計業務としては1,000千円以上の物件について指名委員会の中で業者の選定等を協議して町長に推薦するところまでの業務と位置づけております。また、先ほどの指名願の中身の変更等につきましては、基本的には上峰町独自の様式等はないと思います。よって、上峰町独自の変更とかなんとかはないかと思います。それと、先ほどの随時受け付けの関係なんですけれども、随時受け付けにつきましては、上峰町の建設工事等入札参加資格の審査に関する規則の中で町長が認める分については随時受け付けをするという文面がございますので、それにのっとって行っておるところでございます。

以上です。

9番(岡 光廣君)

ありがとうございました。一番最初、入札関係、要するに入札そのものについては今言いましたけれども、建設課のほうは別として、この佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会という中には、ちょっと入札についての疑問点がありますので、実は質問をしたわけでございます。そういうことで、あとは緑化関係のところでは進めてまいりますので、それは後に置きたいというふうに思います。

先ほどの入札参加資格審査申請書類一覧表ということについて、今言いましたのは、やはりこの上峰町建設工事等入札参加資格の審査に関する規則、その中でこの受け付けですね、「入札参加資格の審査は2年に1回定期的に行うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は随時に行うものとする。」というふうなうたってあるわけですね。そういうことでありますので、基本的には2年に1編の申請という形でありますので、期限をして21年、例えば今回ですけれども、21年2月2日から平成21年3月31日までに一応受け付け期間となっておりますわけですね。そして、21年と22年度の受け付け受領して登録するという形をとられているというふうに思います。そういうことでありますので、これを省いてもよくはないかというのは私の個人的な見解ですけれども、実は後ろのほうにうたってありますので、これをしなくても.....、例えば、受け付けされるということになれば、担当課のほうで多少、私が言わんとするところは、事務の合理化を今後図っていかなければいけないという点が1点あるということ。

それともう一つ、2点目として書類不備の早期発見という意味合いの2点からこれを外して、特別に企業のほうからいろいろあるとするならば、最終的に町長の2条の4項のほうにもありますので、町長が必要と認める場合は随時行うというふうなうたってありますので、その項目ぐらいはぴしっと外してすっきりしとったほうがよくはないだろうかという考えがありましたので、今、質問をしているわけでございます。そういうことで、もう一度、担当課の課長の御答弁をお願いしたいと思います。

建設課長(江崎文男君)

先ほどの岡議員の御質問にお答えいたします。

2条の第4項の入札参加資格の審査は2年に1回、定期に行うものとするという文面。次に町長が必要と認める場合は随時行うものと。町長が必要と認める場合は、随時行うものにつきましては先ほど言われた理由によって、もう削除した方がいいではないかという質疑ですけれども、この入札願につきましては、もともとは1年に1回でございました。ちょっと私の記憶がありませんので、何年前から2年に1回になったかというのは、ちょっと記憶からあれなんですけれども、要するに2年に1回ということになったところで、この町長が必要と認める場合に随時行うもの、これがついたのか、ちょっとそこもあれなんですけれども、要はもともと1年に1回のときには基本的にはこれが必要なくてもよかったですと思います。1

年ですので。ただし、ここが2年に1回ということになりましたので、余計この文面というのが逆に業者さんから見ても必要ではないかと私は思っております。

以上です。

9番(岡 光廣君)

それでは、本題に入っていきたいというふうに思っております。

先ほど一番冒頭に申し上げましたとおりに、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会という件につきまして、隣接町村の方からいろいろと厳しいお言葉を受けましたので、この件について具体的に入ってまいりたいというふうに思っております。実は、基本的に質問をしていくのは、所管事務調査で報告を受けております。その所管事務の報告に従って質問を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

5月12日、維持管理協議会事務局、これは現在上峰町の企画課で受け持っているわけですが、その事務局から指名競争入札参加業者の推薦ということで稟議を上げ、発送をされております。上峰町及び吉野ヶ里町、そして5月18日、うちの協議会事務局より、吉野ヶ里町より推薦提出ということで、2社を推薦していただきたいということで文書を発送されております。この問題、これからずっと質問事項の対象になっていきますけれども、指名入札参加業者の推薦について、取り決めはあっているのか、ないのか、この辺から回答していただきたいというふうに思います。

企画課長(北島 徹君)

その件に関しましては、昨日も答弁の折に前企画課長であります川原課長のほうから申し立てられておりましたことを、こちらのほうとしても確認をいたしておりますが、正確には引き継ぎ書の中に各町村から1業者ずつ推薦をというようなことで引き継ぎを受けております。

以上でございます。

9番(岡 光廣君)

昨日におきましても同僚議員のほうから関連で質問されておったわけですが、この参加業者の推薦について取り決めということは実はあるわけですね。書類にあります。その1つが、管理委託業者(旧町村から1社ずつ推薦)という形で載っております。そういうことであります。後は「維持管理協議会事務局」を「事務局」という形でとらせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。そして、事務局より、5月18日に武廣町長より決裁が済んでいない文書を関係各町に出したのはどういうことか。指摘を受け、わび状の送付を企画課のある人に命じられたというふうに報告がっております。この点、5月12日に事務局は武廣町長のほうに稟議を上げており、8月18日決裁が済んでいないということでわび状送付か、なぜこのようにされたか、私も実際疑問に思っておるわけですが、この点、決裁がおくれてこのような形になったのかどうか、その辺町長の御答弁をお願いいたします。

町長(武廣勇平君)

9番岡光廣議員の御質問で、この所管事務調査の中で、「武廣会長（町長）より決裁が済んでいない文書を関係各町に出したのはどういうことかという指摘を受け、わび状の送付を命ぜられる」ということが書いておられますが、当時を振り返りますと、6月議会ございまして、私に町行政経験がないことだから、これが慣例なのかもしれませんが、決裁がなく、情報というか、こういった文書が既に先に回ったりしているということが多く見られておりました。私はこれについてちょっと疑問をずっと持っておりまして、町長の権限として決裁があって、その決裁がおりてからすべての事務が動いていくというふうに理解しておりました。

例えば、今、岡議員が申された所管事務調査の資料について、ここに8枚ございまして、私もこれが9月2日に提出されたと聞きましたけれども、この8枚のうち私が決裁したのは3枚にしかすぎなくて、実際、私が決裁した文書というのは手元に持っておりますが、こういったことが私は町長という仕事がないがしろにされているんじゃないかというこれは行政を進める上で慣例なのかもしれません。そういうところに疑問符を持っておりまして、こういった決裁が済んでいない文書を各町に出したのはどういうことかというようなことを指示し、わび状の送付を命じた次第でございます。

以上です。

9番（岡 光廣君）

町長の答弁をしていただきましたけれども、町長にお尋ねをしたいと思います。これを推薦提出という形になりましたけれども、今までの佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会規約及び会長及び事務局についての申し合わせ事項及び緑地協議会に対するいろんな隣接町村とのスケジュールの打ち合わせ、幹事会等で行われておりますけれども、そういうことを御確認の上に、そのような先ほどの回答をされたでしょうか、いかがでしょうか。

町長（武廣勇平君）

9番の岡議員の御質問でございますが、この決裁が済んでいない文書にわび状の送付を命じました。それによって、事業がおくれたということだと思いますけれども、そういった資料をもとに確認はしておりませんが、先ほど申しましたように、こうした決裁が済んでいないということ自体が私は今でも疑問に思っておりまして、この議会に臨む上で私が持っている資料と議会の議員の皆様が持っている資料が違う中で議論するということが自体に違和感を感じました。当時もそのように感じまして、わび状の送付を出させていただいた。確かに事業がおくれたのかもしれませんが、ただ、そのことについては全体的な1年間の流れというものをもとに、今、決裁しなきゃいけないという緊急性のある決裁だったということは、その当時は理解しておりませんでした。

以上です。

9番（岡 光廣君）

資料について違うというような発言があったようですけれども、この資料については、現在、企画課にある分を書類を全部確認してください。そうじゃないと、今町長が回答されましたけれども、本当の意味合いのほうで質問しても正しい回答が返ってこないというふうに思いますので、資料はあくまでこっちで勝手につくった資料ではありません、これは。お互いが、各町が、今は吉野ヶ里町になっておりますけれども、旧三田川町、旧東脊振村、上峰町でつくった資料であるわけですよ。それをもとにして私は質問をしておりますので、町長のような答弁をしていただくなら、私としてもちょっと気持ちが余りよくないですね。その辺について、もう一度、きれいに書類を……。しばらくは進めてまいりますけれども、その辺、やっぱり確認されていないならされていないということで結構というふうに思います。そういうことで、その辺についてのできるだけ質問に対して誠意をもって回答をしていただきたいということをお願いします。そういうことで、今の件についてはよく資料を確認していただくことが、まず先決ではなかろうかというふうに思います。

そこで、6月22日、町より株式会社香椎造園が上峰町へ指名願を提出され、受理をされております。そういうことで、特に問題がないと先ほど建設課長のほうからも回答があっていたようですけれども、問題がなければ書類をもって受理していくという回答をいただいております。そういうことで間違いはないということで受理されていたものと私は思っております。

実は、この香椎造園さんが上峰町へ指名願を提出され、受理されましたが、内容に示されております「(佐賀営業所大字堤2026-2) 別紙1 資料 一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設工事) 別紙2 営業所所在地」について確認はされましたかどうか、その辺についてお願いいたします。

建設課長(江崎文男君)

ただいま質問にお答えしていきます。

一般競争参加資格審査申請書につきましては、これも資料として様式等を議会のほうに上げているかと思えます。その中で「平成21年、22年度において、貴町で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。」という一文が申請書の中に入っております。そういうことで、本課としては、この書類の信用性というのがまず第一歩に上がってきます。よって、その審査内容については、あくまでも書類と先ほど言いました一覧表との相違がなければ、基本的には受け付けを行っていきます。また、きのうも漆原議員のほうにお答えしましたけれども、先ほどの中身的には営業所の位置関係だと思えますけれども、きのうお答えいたしましたとおり、7月30日の協議会の中でこの問題が発生しましたので、その後に建設課としては、その営業所の調査をした結果、申請書に書かれていた地番には営業所の存在はありませんでした。

以上です。

9番(岡 光廣君)

建設課の課長さんのほうから報告がありましたけれども、昨日も同僚議員が一応確認をしたわけですが、書類上は先ほど読み上げていただきましたとおり、「申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。」というふうに載っております。しかしながら、先ほどの説明の中にあつたとおり、前日の説明、回答の中にもあつたとおりには実は一致をしていないということがはっきりとしておるわけです。そして、一応、基本的に5月12日に稟議を上げ、6月23日町長決裁まで42日間経過をしておるわけですが、なぜ、このように長きにわたって上げた書類が今日までなつたかと。既に6月22日に香椎造園さんが指名願を提出され、受理されている。そして、入札に推薦されるようになっております。問題は、この稟議を上げて決裁に至るまで、これだけの約40日近い日数を要して、これになぜ至つたかということ疑問に思っておりますので、その辺について回答を求めます。

町長(武廣勇平君)

まず、9番岡議員に大変失礼な物言いをしたかもしれませんが、先ほどの決裁の文書がおりていないということについては、これは役場の執行部の問題ですので、これをつくらせたとか、そういうことで発言したわけでないことを申し上げます。

そして、この所管事務調査の内容について、私はすべてオープンにしていくつもりでございまして、要は決裁が済んでいない文書にわび状を出させた理由はという質問だったから、基本的に決裁が済まずに物事が進んでいるという状況が当時ありましたものですから、わび状の送付をさせたということで御理解いただきたいと思ひます。

続きまして、先ほどの質問でございますが、40日間たつた理由ということですが、これは6月議会でございます。6月議会、本当に大変な 私、初めての議会でありまして、各議員の先生方、またお話を重ねながら、自分の所信表明、また公約事項というものを議案として提出させていただく中で、いろんな協議をさせていただき、大変時間を要することにもなつたわけでございます。

議会が終わってからでいいやというような安易な気持ちもありました。全体のこの事業にかかる日数とか、大体の時間と、大体の入札をするタイミングというものを全く想定に入れずに、とにかく雨も降るしぐらいの、梅雨の時期には仕事できないだろうというようなところで40日間待つたことになりました。そのほかにも決裁事項、いまだに5月から押していないものもございまして、そういった一つ一つをつぶさに見ていこうという視点は、今現在、持っておりまして、なるべく早く決裁をするように対処していきたいと思ひます。

以上です。

9番(岡 光廣君)

21年6月22日、上峰町より株式会社香椎造園が上峰町へ指名願を提出し、町は受理したと

いうことに実はなっておるわけですが、その中において、申請書が違っておりますけれども、その状態で6月23日、事務局より武蔵会長（町長）が決裁が終わり、平成21年度管理事業の委託に伴う指名競争入札参加者の推薦について、上峰町、吉野ヶ里町へ発送するというふうになっております。そして、6月24日、事務局より上峰町から平成21年度管理事業の委託に伴う指名競争入札参加業者の推薦について提出を受けると。推薦業者名香椎造園佐賀営業所というふうになっております。

先ほど、一番最初の書類受け付けの時点で、書類に不備がないという形の状態で受け付けをされておりますけれども、そういうふうな違いが出た中で、なぜここまで進展しなければいけなかったかという点についてお伺いをいたします。

町長（武蔵勇平君）

9番岡光廣議員の御質問でございます。書類がなぜここまで進展しない中でとにかく私、この経緯を申し上げますと、東部緩衝緑地協議会、当時担当の課長からお聞きしたのが、各町村から1社推薦だということのみ聞きました。町内業者だということでありまして、広く受注の機会を広げるということで、名前を申し上げるのは差し控えた方がいいのかもしれませんが、当時、2年前が株式会社美国造園さん、それで去年が執行基礎という会社が出ておりまして、去年も同じように新しく指名というか、何ですか、ちょっとわかりませんが、許可を得られた業者さんだということで広く受注の機会を設けるという意味で香椎造園さんを推薦させていただいたということでございます。私もこれは違和感を感じたんですが、協議会というものの性格がそういう1社推薦するものだと聞いておりましたので、そういう旨で推薦させていただいて、したがって、指名願、タイミングの話がされたと思っておりますけれども、そういうものを考慮に入れて推薦をしたわけではございません。

以上です。

9番（岡 光廣君）

書類の不備の状態が進むということが、一番よくないことだと私は思います。そういう過程において、この確認についてはここにも載っておりますとおり、7月28日、申請された業者の方の佐賀営業所について調査をされておるわけですが、その分について、調査された方から町長のほうにどのような報告があったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

町長（武蔵勇平君）

この2026 - 2という番地には事務所は存在しないということで報告がございました。

以上です。

9番（岡 光廣君）

その報告に対して町長はどのような思いを受けられましたか。

町長（武蔵勇平君）

指名願の書類の記載事項中、所在地番の誤りがあるということで、訂正などの指導を行う

必要があるのかなと。役場から訂正の指導を行うというのもどうなのか、課長と協議しなきゃいけないと今思っておりますが、今現在、住所が違うわけですから、違うのであれば、指導を行う必要があるのではないかというふうに思っております。

9番（岡 光廣君）

それが違っていただけだと、それは本当に許されるものでしょうか。その辺をお聞きします。

町長（武廣勇平君）

記載に間違いがあるということは、役場としても認められるものではないと思います。

9番（岡 光廣君）

指名願について適正に処理されていないというふうになるとするならば、この文書はどういったものでしょうか。要するに、一般的に感じるところによりますと、虚偽の公文書と受け取られても、位置づけられてもというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（武廣勇平君）

間違いがある公文書、公に提出する文書だと思います。

9番（岡 光廣君）

時間も残り少なくなりましたけれども、やはり私が一番感じるのは、役所でこういうことがあっていいものかというふうにつくづく私は感じます。一番思うのは、この入札の経緯からいきますと、今ずっと私の調査した段階において、これが関係課のほうにうまく伝わっていないということです。今現在、入札関係につきましては、全部窓口が建設課のほうになっておりますけれども、入札そのものは、入札のことについていろいろと関係各課が説明がありませんでしたけれども、例えば、建設課でする入札もあるだろうし、企画課のほうでする入札もあるだろうし、教育委員会は教育委員会に何らかの形があるだろうし、そういうもろもろの入札関係の流れそのものが、一番トップのところまでうまくいかないということ、またトップが各課のほうに指示をされないということですね。知らなかったからということでは、事が発生してからでは済まないことですよ。

そういうことで、時間も残り少なくなりましたけれども、こういうふうな状態で行政関係に取り組んでいただくというならば、やはり大きな問題として取り上げる必要があるというふうに私は感じております。

そういうことで、後ほどこの件については、十分なる協議をして取り組んでいただく必要があるというふうに思いますので、その点、よろしく議長お願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

お諮りをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会した

いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会と決定をいたしました。

これをもって散会といたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 49 分 散会